事業所調査票 記入要領 別冊 役職と職種の詳細

目次

(1	1)役職一覧と詳細	4
役	役職番号 101 部長級	4
役	役職番号 102 課長級	4
役	役職番号 103 <mark>係長級</mark>	4
役	役職番号 104 職長級	4
役	役職番号 105 その他の役職	5
(2	2)職業一覧	6
Α	A 管理的職業従事者	6
В	B 専門的・技術的職業従事者	6
С	C 事務従 事者	8
D	D 販売従事者	8
Ε	E サービス職業従事者	9
F	F 保安職業従事者	10
G	G 農林漁業従事者	10
Н	H 生産工程従事者	10
I	I 輸送・機械運転従事者	12
J	J 建設・採掘従事者	13
K	K 運搬・清掃・包装等従事者	13
(3	3)職種解説	15
Α	A 管理的職業従事者	15
В	B 専門的・技術的職業従事者	15
С	C 事務従事者	23
D	D 販売従事者	24
Ε	E サービス職業従事者	26
F	F 保安職業従事者	29
G	G 農林漁業従事者	29
Н	H 生産工程従事者	30
I	I 輸送・機械運転従事者	37
J	J 建設・採掘従事者	40
K	K 運搬・清掃・包装等従事者	42

(1)役職一覧と詳細

役職番号 101 部長級

○含まれる役職

本社 (店)、支社 (店)、工場、営業所などの事業所における 総務、人事、営業、製造、技術、検査等の各部 (局) 長

×含まれない役職

部 (局) 長を兼ねない取締役、部 (局) 長代理、同補佐、部 (局) 次長

仕事の概要

いわゆる部(局)長で、経営管理活動を行う営業、人事、 会計、生産、研究、分析等の事務的、技術的な組織を統制、 調整、監督し、所轄部門を運営する業務に従事する者及び これらと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者を いう。

説明事項

- 1) 「部長級」とは、事業所で通常「部長」又は「局長」と呼ばれている者であって、その組織が2 課以上からなり、又は、その構成員が20人以上(部(局)長を含む)のものの長をいう。
- 2) 同一事業所において、部(局)長のほかに、呼称、構成 員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「部長級」 に相当する者がいる場合には、これらの者は、「部長級」に 含む。ただし、通常「部長代理」、「課長」、「係長」等と呼ばれ ている者は「部長級」としない。
- 3) 取締役、理事等であっても、一定の仕事に従事し、一般の職員と同じような給与を受けている者であって、かつ、部(局) 長を兼ねている場合には、「部長級」に含め、部(局) 長を兼ねていない場合には「部長級」としない。

役職番号 102 課長級

○含まれる役職

本社 (店)、支社 (店)、工場、営業所などの事業所における 総務、人事、営業、製造、技術、検査等の各課長

×含まれない役職

課長代理、同補佐、課次長

仕事の概要

いわゆる課長で、経営管理活動を行う営業、人事、会計、 生産、研究、分析等の事務的、技術的な組織を統制、調整、 監督し、所轄部門を運営する業務に従事する者及びこれら と同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者をいう。

説明事項

1) 「課長級」とは、事業所で通常「課長」と呼ばれている者 であって、その組織が2係以上からなり、又は、その構成員 が10人以上(課長を含む)のものの長をいう。

2) 同一事業所において、課長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「課長級」に含む。ただし、通常「課長代理」、「係長」等と呼ばれている者は「課長級」としない。

役職番号 103 係長級

○含まれる役職

本社(店)、支社(店)、工場、営業所などの事業所における 総務、人事、営業、製造、技術、検査等の各係長

×含まれない役職

課長代理、組長、伍長

仕事の概要

いわゆる係長で、営業、会計、調査等の事務的な業務の企 画、立案、実施や技術面の業務、企画、設計、工程の技術的 管理、維持、指導又は研究等において係員を指揮、監督する 仕事に従事する者及びこれらと同程度の責任と重要度を持 つ職務に従事する者をいう。

説明事項

- 1) ここで「係長級」とは、構成員の人数にかかわらず通常 「係長」と呼ばれている者をいう。
- 2) 同一事業所において、係長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「係長級」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「係長級」に含む。
- 3) 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業において「係 長」と呼ばれている者であって、その職務の内容及び責任の 程度から、「職長級」(「職長級」の説明事項に該当するとみら れる者)は、「係長級」としない。

役職番号 104 職長級

※ C 鉱業, 採石業, 砂利採取業、D 建設業、E 製造業が記入

○含まれる役職

職長、組長、班長、伍長、組頭

仕事の概要

鉱物の採集、土木・建設の作業、各種製品の製造等の現場、工程で図面、仕様書の点検、仕事の手順、仕方、割当等の決定、仕事の進行状況の監督等を通じて、担当の仕事が円滑に進行するよう生産労働者を指揮、監督する者をいう。

説明事項

1) 名称にかかわらず、生産労働者の集団(集団の大きさは 問わない)の長として集団内の指揮、監督に当たる者をいう。

このようないくつかの集団の長を統括的に指揮、監督する 者も「職長級」に含む。

- 2) 専ら、集団内の指揮、監督をする者ばかりでなく、指揮、 監督のかたわら、集団内の生産労働者と同一の作業に従事 する者も、「職長級」に含む。
- 3) 例えば、次の□内の者が「職長級」に含まれる。

 イ 課長 - 係長 - 職長 - 組長 - 伍長 - 生産労働者

 ロ 課長 - 係長 - 組長 - 伍長 - 生産労働者

 ハ 課長 - 係長 - 組長 - 任産労働者

4) 生産労働者とは、物の生産現場や建設作業の現場等における作業に従事する労働者が該当する。例えば、現場作業従事者、製造、検査、保全、修理作業等従事者、運搬作業等従事者が該当する。

役職番号 105 その他の役職

○含まれる役職

上記 101~104 に該当しない各役職、部(局) 長代理、同補 佐、部(局) 次長、課長代理、同補佐、課次長等、調査役等 のスタッフ、支社長、支店長、工場長、営業所長、出張所長、 病院長、学校長等

仕事の概要

管理・事務・技術部門における係長及び生産部門における職長以上の職務に従事する者で、上記の「101 部長級」、「102 課長級」、「103 係長級」、「104 職長級」のいずれにも含まれない役職をいう。

説明事項

生産部門とは、生産労働者が主となり構成される部門をいう。

管理・事務・技術部門とは、主として生産以外の業務(管理、事務、経理、営業、人事、福利厚生、研究、SE等)を行う部門が該当する。

(2)職業一覧

全ての労働者について記入してください。

※複数の職種に該当する場合、主な職種(就業時間の最も長い職種)を1つ記入してください。

※職業の一般従事者と同じ仕事に従事する傍ら、管理的な性質の仕事にも従事している職場のリーダー、 責任者等は、一般従事者の仕事に応じて決定します。ただし、A管理的職業従事者、B専門的・技術的職 業従事者に該当する場合、それぞれの大分類(A・B)における職種とします。

※公的資格又はこれに準じた資格を要件とする仕事については、有資格者のみが該当します。

※公的資格又はこれに準じた資格を要件としない仕事であって無資格の見習い、助手等が行う仕事については、その内容が本務者のものと類似している場合には当該本務者と同じ職種とし、その内容が本務者のものと異なる場合にはその内容に即した職種とします。

※研究者(050)、技術者(072)~(119)は、仕事を遂行するために通例、大学(短期大学を除く)の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とするものです。

A 管理的職業従事者

職種番号	職種名	例	解説頁
040	管理的職業従事者	○ 部長、課長、支店長、工場長	
		× 病院長(医師)(120)、大学学長(192)、課長補佐や係	
		長など(それぞれ該当する職種番号)	

※役職番号が「103 係長級」、「104 職長級」の者は職種番号「040 管理的職業従事者」には該当しません。 それぞれ、具体的業務の内容に該当する職種番号を記入してください。

B 専門的·技術的職業従事者

職種番号	職種名	例	解説頁
050	研究者	○ 研究機関・大学・企業の研究者、研究所長	
072	電気・電子・電気通信技	○ 電気設計技術員、情報機器開発技術者、半導体製品製	
	術者(通信ネットワーク	造技術者、電気工事施工管理技術者	
	技術者を除く)	× 電気工事従事者(670)	
073	機械技術者	○ 機械技術士、機械設計技術者、プラント設計技術者、	
		金属機械技術者、配管技術者(機械)	
074	輸送用機器技術者	○ 自動車設計技術者、自動車製造技術者、航空機技術者	
		× 航空整備士(554)	
076	金属技術者	○ 金属技術士、製鉄技術者、製鋼技術者、精錬技術者	
077	化学技術者	○ 化学技術士、工業化学技術者、油脂化学技術者	
090	建築・土木・測量技術者	建築士、建設設計技術者、建築現場監督、建築施工管理技術者、建設技術士、道路技術者、土木施工管理技術者、測量士、測量士補、道路測量士、河川土木技術	

			者、上下水道技術士、土木現場監督	
100			建設従事者(650)~(669)、土木従事者(680)	
100	情報処理・通信技術者		システムコンサルタント、システムアナリスト、プロ	
			グラマー、社内システムエンジニア、サーバー管理者、	
			セキュリティ技術者、電気通信主任技術者	
119	その他の技術者	0	農業技術者、農産物検査員、畜産技術者、林業技士、	
			樹木医、水産技術者、養殖技術者、木材加工技術者、	
			清涼飲料開発技術者、食品化学技術者、食品製造技術	
			者、醸造技術者、染色技術者、核燃料取扱技術者、放	
			射線利用機器取扱技術者	
120	医師, 歯科医師, 獣医	0	医師、病院長(医師)、診療所長(医師)、歯科医師、	
	師, 薬剤師		歯科医院長(歯科医師)、獣医師、動物病院長(獣医	
			師)、薬剤師	
		×	薬学研究員(050)	
130	保健師, 助産師, 看護師	0	保健師、助産師、看護師、看護師長、訪問看護師、准	
			看護師	
		×	看護助手(370)	
140	医療技術者	\circ	診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、	
			臨床工学技士、衛生検査技師、理学療法士、作業療法	
			士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工	
			士	
150	その他の保険医療従事	0	栄養士、管理栄養士、栄養指導員、あん摩マッサージ	
	者		指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	
		×	栄養教諭(192)	
161	介護支援専門員(ケアマ	0	ケアマネージャー	
	ネージャー)	×	介護職員(361)	
162	社会福祉専門職業従事	0	保育士、福祉相談指導専門員、福祉施設指導専門員、	
	者(介護福祉専門員(ケ		生活指導員、職業指導員、サービス管理責任者、相談	
	アマネージャー)を除		支援専門員(障害者施設)、ソーシャルワーカー	
	<)	×	保育教諭(192)、保育補助者(420)	
170	法務従事者	0	弁護士、司法書士、弁理士	
180	経営・金融・保険専門職	0	公認会計士、会計士補、税理士、社会保険労務士、証	
	業従事者		券アナリスト、アクチュアリー、経営コンサルタント	
191	語学教員	0	外国語教員、外国語指導助手(ALT)、日本語教員	
192	教員 (語学教員を除く)	0	幼稚園の園長・教頭・教諭・講師、保育教諭、小学校・	
			中学校・高校の校長・教頭・教諭・講師、大学・大学	
			院・短期大学・高専の教授・准教授・講師、医師・歯	
			科医師(大学教授)、各種学校教員、専修学校教員	
		×	保育士(162)	

200	宗教家	○ 僧侶、住職、神父、神主	
		× 巫女(420)	
210	著述家, 記者, 編集者	○ 新聞記者、編集員	
220	美術家、デザイナー、写	○ イラストレーター、写真記者、産業デザイナー(商品	
	真家,映像撮影者	デザインなど)、インテリアコーディネーター(販売	
		を行わないもの)	
		× 写真現像工(592)	
230	音楽家,舞台芸術家	○ ピアニスト、舞踏家、ディレクター、舞台装置家	
		× ピアノ個人教師(242)	
241	通訳・翻訳	○ 通訳、翻訳家	
242	他に分類されない専門	○ 司書、検数員、行政書士、不動産鑑定士、ピアノ個人	
	的職業従事者(通訳・翻	教師、塾講師(各種学校でないもの)	
	訳を除く)		

C 事務従事者

職種番号	職種名	例	解説頁
251	貿易取引に関する事務	○ 通関業務係員、輸出入事務員	
	(貿易事務) 従事者		
252	一般事務従事者(貿易取	○ 総務担当補佐、企画課長補佐、受付・案内事務員、秘	
	引に関する事務(貿易事	書、電話交換手、総合事務員、広報係事務員	
	務) 従事者を除く)	× 娯楽施設フロント係(405)	
260	会計事務従事者	○ 預・貯金窓口事務員、経理係事務員、税理士事務所の	
		事務員、物品調達係事務員	
		× 公認会計士(180)、税理士(180)	
270	生産関連事務従事者	○ 生産管理事務員、出荷事務員	
280	営業・販売事務従事者	○ 販売伝票記録員、営業事務員、旅行者カウンター係	
		× 営業職(訪問を行うもの)(340)	
290	外勤事務従事者	○ 公共料金集金人、市場調査員、メーター検針員	
300	運輸・郵便事務従事者	○ 運行管理者、配車係、郵便窓口係員	
310	事務用機器操作員	○ データ・エントリー装置操作員、キーパンチャー、電	
		子計算機操作員、OCR機器操作員	

D 販売従事者

職種番号	職種名	例	解説頁
321	販売店主・店長	○ 小売店主、卸売店主	
		× 薬局店主(薬剤師)(120)、商品仲立人(330)	

322	販売店員	0	販売員(販売店)、販売見習、店員、小売店員、売場	
			監督	
329	その他の商品販売従事者	0	街頭販売員、訪問販売員(商品携行)	
330	販売類似職業従事者	0	不動産仲介人、保険代理業務員、株式売買人、宝くじ	
			販売人、自動車販売代理店主	
340	営業職業従事者	0	自動車セールス員、二輪車セールス員、セールスエン	
			ジニア、システム営業職員、銀行外務員、有価証券勧	
			誘員、保険セールス員、保険契約外交員、食料品ルー	
			トセールス員、不動産セールス員、医薬品販売外交	
			員、広告取り	

E サービス職業従事者

職種番号	職種名	例	解説頁
350	家庭生活支援サービス職	○ 家政婦(夫)、家事手伝い、ベビーシッター	
	業従事者	× ホームヘルパー(362)、ハウスクリーニング職(719)、	
		家庭教師(242)	
361	介護職員(医療・福祉施	○ 介護職、介護士、ケアワーカー、生活支援員(障害者	
	設等)	施設)	
362	訪問介護従事者	○ ホームヘルパー	
370	保健医療サービス職業従	○ 看護助手、看護補助者、歯科助手、動物看護師、鍼灸	
	事者	師助手	
380	生活衛生サービス職業従	○ 理容師、美容師、エステティシャン、ネイリスト、温	
	事者	泉浴場従事者、クリーニング職、染み抜き工	
		× トリマー(420)	
391	調理人	○ 調理師、コック長、コック、料理人(個人家庭を除	
		く)、調理人(屋台を除く)、皿洗い人(調理見	
		習)、飲食店主(自ら飲食物の調理を行うもの)	
		× バーテンダー(392)、皿洗い人(調理見習でないもの)	
		(739)、パントリー(食器洗い人)(739)	
392	バーテンダー	○ バーテンダー、バーテン、バーテンダー見習	
		× 調理人(391)、調理師(391)	
401	飲食店主・店長	○ 飲食店主(自ら飲食物の調理を行わないもの)、飲食	
		店長(自ら飲食物の調理を行わないもの)、飲食店支	
		配人(自ら飲食物の調理を行わないもの)	
		× 飲食店主(自ら飲食物の調理を行うもの)(391)	
402	身の回り世話従事者	○ 旅館・ホテルの接客係、客室係、仲居、航空機の客室	
		内清掃係	
403	飲食物給仕従事者	○ ファストフード店・ファミリーレストラン店店員、飲	

		食店ホール係、ウエイター・ウエイトレス	
404	航空機客室乗務員	○ キャビンアテンダント、フライトアテンダント	
405	娯楽場等接客員	○ 動物園出札係、パチンコ店店員、キャディー、映画館 案内係、娯楽場アナウンサー、接客社交係	
410	居住施設・ビル等管理人	○ マンション・ビル・駐車場・駐輪場などの管理人、駐車場誘導員	
420	その他のサービス職業従 事者	○ 旅行添乗員、ビラ配り人、ポスティング人、レンタルショップ店員、葬儀作業者、便利屋、トリマー、巫女、保育補助者	

F 保安職業従事者

職種番号	職種名	例	解説頁
451	警備員	○ 守衛、警備員、夜警員	
459	その他の保安職業従事者	○ 建設現場誘導員、交通誘導員、プール監視員	

G 農林漁業従事者

職種番号	職種名	例	解説頁
460	農業従事者	○ 農耕作業者、野菜栽培者、果樹栽培者、家畜飼育者、	
		植木職、造園師	
		× 獣医師(120)	
470	林業従事者	○ 育林従事者、伐木・造材・集材従事者	
480	漁業従事者	○ 船員(漁労作業従事者)、船長・航海士・機関長・機関	
		士(漁労船)、海藻·貝採取従事者、水産養殖従事者、	
		漁場監視員	

H 生産工程従事者

職種番号	職種名	例	解説頁
491	製銑・製鋼・非鉄金属製	○ 製銑工、製鋼工、精錬工	
	錬従事者		
492	鋳物製造・鋳造従事者	○ 鋳物工、鋳造工、鋳型工、鍛造工	
493	金属工作機械作業従事者	○ 旋盤工、フライス盤工 ※(498)を除く	
494	金属プレス従事者	○ 金属プレス工 ※(496)を除く	
495	鉄工, 製缶従事者	○ 製缶工、橋りょう工、鉄骨工	
496	板金従事者	○ 板金工、板金加工職	

497	金属彫刻・表面処理従事 者	0	めっき工、研磨工、バフ磨工	
498	金属溶接・溶断従事者	0	アーク溶接工、ガス溶接工 ※(495)を除く	
499	その他の製品製造・加工 処理従事者(金属製品)	0	針・ばね・金属ねじ製造工、はんだ付工	
501	化学製品製造従事者		化学薬品製造工、化学繊維製造工、石油精製工、紡糸 工	
		×	プラスチック製品製造工(508)	
502	窯業・土石製品製造従事 者		ガラス製品製造工、陶器製造工、石工、石切工、石積 工、コンクリートブロック製造工	
503	食料品・飲料・たばこ製	\circ	食料品・飲料・酒類製造工、水産物処理加工者	
	造従事者	×	飲食店の調理師や料理人(391)	
505	紡織・衣服・繊維製品製	0	紡績工、精紡工、ねん糸工、ミシン工、仕立工	
	造従事者	×	化学繊維製造工(501)	
506	木・紙製品製造従事者	0	チップ選別工、木型工、建具工、家具製造工、製紙工	
507	印刷・製本従事者	0	製版工、オフセット印刷工、製本工、印刷写真工	
508	ゴム・プラスチック製品	0	タイヤ製造・修理工、合成樹脂製品成形工	
	製造従事者	×	タイヤ整備士(553)	
509	その他の製品製造・加工	0	靴製造工、靴修理工、がん具組立・加工作業員、かば	
	処理従事者(金属製品を 除く)		ん製造工、袋物製造工、内張工	
511			エンジン組立工、機械調整工、機械据付工	
511	機械器具組立従事者		ニックッ 旭立工、 阪枫剛正工、 阪枫加口工	
512			発電機組立工、通信機組立工、電子回路基板製造工	
513	自動車組立従事者	\circ	車体組立工、部品組立工、エンジン取付工	
514	輸送機械組立従事者(自	0	航空機組立工、電車組立工	
	動車を除く)			
515	計量計測機器・光学機械	0	時計組立・調整工、レンズ工、計量計測機器・光学機	
	器具組立従事者		器組立工	
551	はん用・生産用・業務用	\circ	電気機械修理工、内燃機関修理工、機械保全工、機械	
	機械器具・電気機械器具		分解工	
	整備・修理従事者			
553	自動車整備・修理従事者	\circ	自動車整備工、自動車修理工	
		×	自動車塗装工(591)、タイヤ修理工(508)	
554	航空機整備・修理従事者	0	航空整備士、航空工場整備士	
559	その他の機械整備・修理	\circ	電車修理工、自転車修理工、時計修理工	
	() 従事者			

560	製品検査従事者(金属製	\circ	鋳物製品検査工、金属製品検査工、プレス検査工	
	品)			
570	製品検査従事者(金属製	0	化学製品検査工、検瓶工、繊維製品検査工、仕上検査	
	品を除く)		I	
580	機械検査従事者	0	工作機械検査工、ポンプ検査工、電気製品検査工、電	
			気部品検査工、自動車検査工、輸送機械検査工、時計	
			検査工、レンズ検査工	
591	画工、塗装・看板制作従	0	塗装工、船体塗装工、自動車塗装工、アニメーター、	
	事者		看板製作工	
592	製図その他生産関連・生	0	写真現像工、製図工、CADオペレーター、舞台照明	
	産類似作業従事者		係	

I 輸送·機械運転従事者

職種番号	職種名	例	解説頁
600	鉄道運転従事者	○ 電車運転士、モノレール運転士	
611	バス運転者	○ 営業用・自家用・送迎・スクール・貸切・乗合・マイ	
		クロバス運転者	
612	乗用自動車運転者	○ z タクシー運転者、送迎運転者、役員運転者、代行運	
		転者	
613	貨物自動車運転者	○ 営業用大型トラック運転者・ミキサー車運転者・バキ	
		ュームカー運転者・トレーラー運転者・タンクローリ	
		ー運転者、営業用普通トラック運転者・塵芥収集車運	
		転者・郵便運送自動車運転者、自家用トラック運転者	
619	その他の自動車運転従事	○ 宣伝カー運転者、清掃車運転者、レッカー車運転者	
	者		
620	船舶・航空機運転従事者	○ 船長(漁労船を除く)、航海士・運航士(漁労船を除く)、	
		船舶機関長・機関士(漁労船を除く)、パイロット、	
		航空機関士	
630	その他の輸送従事者	○ 列車車掌、バス車掌、駅構内係、ロープウェイ乗務員、	
		航空機誘導員	
640	定置・建設機械運転従事	○ 発電員、発電保守員、変電員、変電保守員、送電員、	
	者	クレーン運転工、コンベア運転工、ショベルマシン運	
		転工、トラッククレーン運転工、コンクリート舗装機	
		械運転工、エレベーター機械係、クレーン合図員、玉	
		掛工、リフト運転員、ごみ処理プラント操作員	
		× 電気工事作業者(670)	

J 建設·採掘従事者

職種番号	職種名	例	解説頁
650	建設躯体工事従事者	○ 型枠大工、木製型枠工、型枠解体工、とび職、杭打工、	
		取り壊し作業員、鉄筋切断工、鉄筋組立工	
		× コンクリート鉄筋工 (コンクリート製品製造) (499)	
661	大工	〇 大工、宮大工	
		× 船大工や家具大工(506)	
666	配管従事者	○ 配管工、給排水衛生配管工、冷暖房工	
669	その他の建設従事者	○ 屋根ふき工、左官、壁塗り工、モルタル塗り工、防水	
		工、保温工、保冷工、はつり工、内装仕上工	
670	電気工事従事者	○ 通信線配線工、電気工事作業者、電気工事士、電気保	
		安工、電気設備工	
		× 電気工事技術者(072)、発電員や変電員(640)	
680	土木作業従事者	○ 土木作業員、コンクリート打工、アスファルト舗装作	
		業員、線路工事従事者、ダム・トンネル掘削従事者	
		× 土木技術者(090)	
690	採掘従事者	○ 採鉱員、採炭員、石切工(採石場)、採石工、石割工、	
		石切出工、砂利採取員、支柱員、発破員	

K 運搬·清掃·包装等従事者

職種番号	職種名	例	解説頁
701	郵便・電報外務員	○ 郵便外務員、郵便集配員、郵便配達員、電報配達	
		員、電報外務員、委託配達員、郵便取集車乗務員	
		× 郵便運送自動車運転者(613)	
702	船内・沿岸荷役従事者	○ 現場監督、デッキ作業員、保管職員(上屋)、船内	
		荷役作業者、沿岸荷役作業者、港湾荷役作業者	
		× フォークリフト運転者(630)、巻上機(ウインチ)	
		運転工(640)、資材運搬員(703)、倉庫現場員	
		(705)、倉庫作業員(705)	
703	陸上荷役・運搬従事者	○ 空港における貨物自動車荷扱員、空港における手荷	
	(空港での業務)	物の積卸作業員	
704	陸上荷役・運搬従事者	○ 貨物自動車荷扱員、貨車積卸員、荷物運搬員、資材	
	(空港での業務を除く)	運搬員、原料運搬員、木材運搬員(山元を除く)	
		× 再生資源回収人(卸売まで行うもの)(329)、リサ	
		イクル品回収人(卸売まで行うもの)(329)、手回	
		品運搬人(420)、フォークリフト運転者(630)	
705	倉庫作業従事者	○ 倉庫現場員、倉庫作業員、原料保管係員、工具保管	
		工、資材受渡工、出庫係員、倉庫品整理工	
		× 倉庫事務員(270)、倉庫見回員(451)、倉庫警備員	

		(451)、フォークリフト運転者(630)、港湾荷役作業	
		者(702)、荷造工(707)、商品選別工(739)	
706	配達員	〇 ルートセールス員、買物配達人、新聞配達人、宅配	
		配達人	
		× トラック運転者(613)、郵便配達員(701)	
707	荷造従事者	○ 荷造工、紙荷造工、こん包工、袋詰工(荷造)、パ	
		レットこん包工、箱詰工(荷造)	
		× 包装(ラッピング)工(720)	
711	ビル・建物清掃員	○ ビル清掃員、建物ガラス拭き作業員、床磨き作業員	
715	産業廃棄物処理従事者	○ 産業廃棄物焼却処理作業員、医療廃棄物収集作業員、	
		がれき類回収作業員、廃プラスチック破砕作業員	
		× 産業廃棄物運搬車運転者(613)、ごみ焼却設備操作員	
		(640)	
719	その他の清掃従事者	○ 清掃員(個人家庭)、道路清掃作業員、し尿汲取作	
		業員、列車清掃員	
		× お手伝い(350)、公園草取作業者(739)、公園整備員	
		(739)、ゴミ収集車運転者(613)、機械掃除工(739)	
720	包装従事者	○ ラッピング作業者、ラベル貼り作業者、箱詰作業者	
		(包装)	
		× 箱詰作業員(荷造)(707)	
739	その他の運搬・清掃・包	○ 公園草取作業員、学校用務員、貨物自動車助手、皿洗	
	装等従事者	い人 (調理見習でないもの)	

(3) 職種解説

A 管理的職業従事者

040 管理的職業従事者

○含まれる職種の例

執行役員、部長、課長、部次長、営業所長、支社長、 支店長、工場長、小売・卸売店長(主に経営管理の 仕事に従事するもの)

×含まれない職種の例

研究所長(050)、病院長・診療所長(医師)(120)、 歯科医院長・歯科診療所長(歯科医師)(120)、校長、 大学学長(192)、小売・卸売店長(主に商品仕入・販 売に従事するもの)(321)

仕事の概要

事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の 樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課(課 相当を含む)以上の内部組織の経営・管理に従事する ものをいう。

※ 役職番号が「103 係長級」、「104 職長級」の者は 職種番号「040 管理的職業従事者」には該当しません。 それぞれ、具体的業務の内容に該当する職種番号を記 入してください。

B 専門的·技術的職業従事者

050 研究者

○含まれる職種の例

研究機関・大学・企業の研究者、医学研究員、動物 学研究員、薬学研究員、宗教研究員、研究所長

×含まれない職種の例

技術者(072)~(119)、大学教授、大学附属研究所教 授(192)

仕事の概要

公的研究機関、大学附置研究所又は企業の研究所・ 試験所・研究室などの試験・研究施設において、自然 科学、人文・社会科学の分野の基礎的又は応用的な学 間上・技術上の問題を解明するため、新たな理論・学 説の発見又は技術上の革新を目標とする専門的・科学 的な仕事に従事するものをいう。

除外

大学附置研究所などの研究者のうち、講座を有する もの(192)、研究施設において、専ら試験・研究に関 連する技能的な仕事に従事するもの(491)~(592)

072 電気・電子・電気通信技術者 (通信ネットワーク技術者を除く)

○含まれる職種の例

電気設計技術員、電気機械設計技術者、電力技術員 (開発)、集積回路製品技術者(開発)、電気試験技 術者(開発)、変電技術者(開発)、情報機器開発技 術者、給電技術者(開発)

×含まれない職種の例

I Tサービスマネージャ(100)、情報セキュリティ 技術者(100)、電気通信施設技術者(100)、無線技術 士(242)、電気工事従事者(670)

仕事の概要

強電機器・電気機器・LSI・電子応用装置・電気通信機器などの各種電気・電子機械器具及び同機械器 具の部品の開発・設計又は生産における生産性の検 討・生産準備・設備計画などの工程設計、検査・維持 管理、製作、保守、修理の技術的統制・指導・作業管 理などの技術的な仕事に従事するものをいう。また、 発送電など電気に関する技術の開発、発送電・電気照 明などの電気施設の計画・設計又は工事の監督・維持 管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

除外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、基礎的な研究の仕事に従事するもの(050)、通信施設の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の業務に従事するもの(242)、主に生産現場で作業員の監督を行うもの(491)~(592)

073 機械技術者

○含まれる職種の例

機械技術士、機械設計技術者、建設機械設計技術者、 プラント設計技術者、配管技術者(機械)、金属機 械技術者、精密機械技術者、建設機械製造技術者

×含まれない職種の例

機械デザイナー(220)、電気機械技術者(072)、自動 車製造技術者(074)

仕事の概要

各種機械器具(電気・電子機器・電気通信機器・自動車・航空機・船舶を除く)・機械設備及び同部品などに関する開発・設計又は生産に関する生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計、工程管理・品質管理、監督、指導・据付・製造・改造・修理・検

査・調査などの技術的な仕事に従事するものをいう。 船用機関の製造・改造などに関する開発・設計又は維持・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な 仕事に従事するものも含まれる。また、はん用的に各 種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで 用いられる機械器具及び同部品に関する開発・設計又 は製造の技術的な仕事に従事するものも含まれる。

除外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、基礎的な研究の仕事に従事するもの(050)、主に生産現場で作業員の監督を行うもの(491)~(592)

074 輸送用機器技術者

○含まれる職種の例

自動車設計技術者、自動車製造技術者、航空機技術 者、船舶設計技術者、造船技術者

×含まれない職種の例

自動車デザイナー(220)、航空整備士(554)

仕事の概要

自動車・航空機・船舶及び同部品など輸送用機器の 開発に関し、開発・設計などの科学的・技術的な仕事 に従事するもの又は生産に関し生産性の検討・生産準 備・設備計画などの工程設計、工程管理・品質管理、 監督、指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

除外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、基礎的な研究の仕事に従事するもの(050)、自動車の原動機・航空機の原動機・航空計器の開発・設計・製造・修理に関する技術的な仕事及び舶用機関計測器類の開発・設計・製造・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するもの(073)、主に生産現場で作業員の監督を行うもの(491)~(592)

076 金属技術者

○含まれる職種の例

金属技術士、製鉄技術者、製鋼技術者、や(冶)金技術者、鋳物技術者、電気製錬技術者、金属精錬技術者、電気化学技術者(金属製造処理)、鋳造技術者、合金技術者

×含まれない職種の例

非金属精製技術者(077)

仕事の概要

金属の製錬・精錬・溶解・鋳造・熱処理・圧延・表面処理・合金の製造などに関する技術の開発又はこれらの製造に関する生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計、工程管理・品質管理、監督、指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

除外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、基礎的な研究の仕事に従事するもの(050)、非金属の精製に関する技術的な仕事に従事するもの(077)、主に生産現場で作業員の監督を行うもの(491)~(592)

077 化学技術者

○含まれる職種の例

化学技術士、非金属精製技術者、工業化学技術者、 化学薬品製造技術者、油脂化学技術者、医薬品製造 技術者、薬品分析試験技術者、プラスチック製品製 造技術者、化学繊維製造技術者

×含まれない職種の例

電気化学技術者(金属製造処理)(076)、や(冶)金技術者(076)、染色技術者(119)、食品化学技術者(119)

仕事の概要

科学的・専門的知識を応用して、食品、電気・電子、 機械、化学などの製品の開発・設計及び電気に関する 技術の開発、施設の設計などの技術的な仕事に従事す るものをいう。

除外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、基礎的な研究の仕事に従事するもの(050)、主に生産現場で作業員の監督を行うもの(491)~(592)

090 建築・土木・測量技術者

○含まれる職種の例

【建築技術者】

建築士、建築設計監督技術者、建築設備設計技術者、 建築技師、建築技術者、建築構造設計技術者、建築 施工管理技術者、建築現場監督

【土木技術者】

土木技術者、建設技術士、道路技術者、橋りょう技 術者、河川土木技術者、港湾技術者、上下水道技術 士、空港建設技術者、庭園設計技術者、治山・治水 技術者、土木現場監督、土木施工管理技術者

【測量技術者】

測量士、測量士補、森林測量技術者、道路測量士、

鉱山測量技術者、水路測量技術者、港湾測量技術者、方位測定技術員、航空写真測量技術者、地図測量士

×含まれない職種の例

土地家屋調査士(170)、型枠大工(650)、大工(661)、 とび職(650)、土木作業員(680)、アスファルト舗装 作業員(680)、森林区画測量作業者(460)、測量作業 者(669)

仕事の概要

住宅・その他の建築物の建設・改修・維持に関する 計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査な どの技術的な仕事に従事するものをいう。

また、道路(橋・トンネルを含む)・河川・港湾・海岸・鉄道・上下水道・空港・都市計画・水力開発・災害復旧などの土木施設の建設・改良・維持、及び宅地・農地・水路などの改良・造成に関する計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。土木工事の計画・施工とともに、付随的に測量作業に従事するものも含まれる。若しくは、土地・水路などの測量に関する計画・機械の調節・作業の実施・指揮など、及び測量に関する成果・資料の取りまとめについての技術的な仕事に従事するものも該当する。

除外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する研究の仕事に従事するもの(050)、土地台帳・家屋台帳の登録について、土地・家屋に関する調査・測量・申告手続の仕事に従事するもの(242)

100 情報処理·通信技術者

○含まれる職種の例

【システムコンサルタント・設計者】

システムコンサルタント、システムアナリスト、情 報処理プロジェクトマネージャ

【ソフトウェア作成者】

テクニカルスペシャリスト、プログラマー、CGプログラマー、社内システムエンジニア、クリエータ(情報通信産業に関するもの)

【その他の情報処理・通信技術者】

I Tサービスマネージャ、システム保守技術者、サーバー管理者、情報セキュリティ技術者、電気通信 主任技術者、電気通信施設技術者、有線電気通信技 術者、無線電気通信技術者

×含まれない職種の例

ウェブデザイナー(220)、無線通信員(242)、無線技

術士(242)、有線テレビジョン技術員(242)、電気通 信設備工事従事者(670)

仕事の概要

顧客の業務内容を分析し、問題に合わせた情報システムを策定し、提言を行う仕事、顧客又は自己の問題の解決のため、ハードウェア、ソフトウェア双方を含め、主として必要なシステム全体の構成を企画する仕事、又はシステム開発プロジェクトの責任者としてプロジェクト計画を作成し、プロジェクト全体を管理する仕事に従事するものをいう。パッケージソフトウェアの開発企画の仕事、企業等でのシステムの導入に関する企画や導入時の監督の仕事に従事するものも含まれる。また、個々のソフトウェアの開発の仕事に従事するものも含まれる。

上記に加え、ソフトウェア作成(基本ソフトウェア及びアプリケーションソフトウェア双方の開発を含む)のための仕様決定、設計及びプログラミングの仕事に従事するもの、構築されたシステムに関する安全性の確保を含めた維持・管理・保守の仕事に従事するもの、有線電気通信・無線通信などの事業用電気通信設備及びLAN設備に関する計画・設計・施設工事の監督・維持管理などの技術的な仕事に従事するもの、通信規格など通信技術に関する技術的な仕事に従事するものなど、情報処理・通信技術に関する仕事に従事するものも含む。

除外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、製品開発に関する基礎的な研究の仕事に従事するもの(050)、通信施設の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の仕事に従事するもの(242)、通信回線に利用者の機器を接続する作業に従事するもの(670)

119 その他の技術者

○含まれる職種の例

農業技術者、農産物検査員、畜産技術者、林業技士、 水産技術者、養殖技術者、木材加工技術者、食品化 学技術者、食品製造技術者、醸造技術者、染色技術 者、核燃料取扱技術者、放射線利用機器取扱技術者、 印刷技術者、サーチャー

×含まれない職種の例

農林土木技術者(090)、農薬検査員(242)

仕事の概要

各種飲食料品の開発及びそれらの生産に関し、生産

性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計並びに 工程管理・品質管理、監督、指導などの技術的な仕事 に従事するもの、(072)~(077)に分類されない機器等 の製造に関し、開発・設計、生産工程の企画、工程管 理・品質管理、監督、指導など技術的な仕事に従事す るもの、核燃料取扱技術者、地質調査技術者など、 (072)~(100)に含まれない科学的・技術的な仕事に従 事するものをいう。

除外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、基礎的な研究の仕事に従事するもの(050)、主に生産現場で作業員の監督を行うもの(491)~(592)

120 医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師

○含まれる職種の例

医師、大学附属病院長(医師)、病院長(医師)、診療所長(医師)、歯科医師、歯科医院長(歯科医師)、歯科診療所長(歯科医師)、獣医師、動物病院長(獣医師)、と畜検査員、薬剤師、薬局店主(薬剤師)、薬局管理者、管理薬剤師

×含まれない職種の例

診療放射線技師(140)、医科大学教授(192)、歯科衛生士(140)、歯科技工士(140)、歯科大学教授(192)、 獣医科大学教授(192)、動物病院助手(370)、動物看護師(370)、薬学研究員(050)、医薬品製造技術者(077)、衛生検査技師(140)、薬学部教授(192)

仕事の概要

医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査、医学的矯正保護、医学的鑑識、保険事業に伴う医学的審査、海・空港における出入港検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。医師の免許を有する病院長・診療所長も含まれる。

また、歯科医師の免許を有し、歯、その周囲組織及び口くう(腔)に生ずる全ての疾患についての診断・治療・予防・指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。歯科医師の免許を有する歯科病院長・歯科診療所長も含まれる。

若しくは、獣医師の免許を有し、家畜・家きん・愛がん動物などの診療及び保健衛生指導、動物・畜産物の検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。獣医師の免許を有する家畜診療所長・動物病院長及び動物・畜産物の病源の有無について検査し、と

殺処分・消毒などの取締りに従事するものも含まれる。 加えて、薬剤師の免許を有し、調剤、医薬品の供給、 医薬品の製造の管理などの、薬事に関する専門的・技 術的な仕事に従事するものをいう。

除外

予防衛生・保健衛生などに関する試験・研究の仕事 に従事するもの(050)、医師の免許を有しても、医薬 品の製造を管理するもの(077)、大学の教授・准教授・ 講師又は助教であって、学生等に対する教育を行うと ともに大学附属病院などで診断・治療などの仕事に従 事するもの(192)、医学的な検定・検査・診療に伴う、 病理細菌に関する技術的な仕事に従事するもの(150)、 予防衛生・保健衛生などに関する試験・研究の仕事に 従事するもの(050)、大学の教授・准教授・講師又は 助教であって、学生等に対する教育を行うとともに大 学附属病院などで歯科に関する診断・治療などの仕事 に従事するもの(192)、家畜衛生・保健衛生などに関 する試験・研究の仕事に従事するもの(050)、家畜の 診療、動物・畜産物の検疫などの専門的な仕事に付随 する技術的補助の仕事に従事するもの(370)、薬剤師 の免許の有無に関わらず、各種薬品・食品に関する薬 学的な試験・研究の業務に従事するもの(050)

130 保健師, 助産師, 看護師

○含まれる職種の例

保健師(事業所等で衛生管理業務を併せ行っている者を含む)、保健指導員(保健師)、助産師、助産所長(助産師)、妊看護師(事業所等で衛生管理業務を併せ行っている者を含む)、看護師長、派出看護師、訪問看護師、准看護師

×含まれない職種の例

衛生管理者(医師、保健師、看護師でないもの)(150)、 特別支援学校教諭(192)、看護助手(370)、看護補助 者(370)、ホームヘルパー(362)

仕事の概要

保健師の免許を有し、健康相談・健康教育・家庭訪問などにより、衛生思想の普及・疾病予防の指導・傷病者の療養指導・その他日常生活上必要な保健指導の仕事に従事するものをいう。

また、助産師の免許を有し、助産、妊婦・じょく婦・ 新生児の保健指導の仕事に従事するものをいう。

若しくは、看護師の免許を有し、傷病者・じょく婦・ 新生児に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事 に従事するもの、准看護師の免許を有し、医師・歯科 医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦に対 する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事する ものをいう。

140 医療技術者

○含まれる職種の例

診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士

×含まれない職種の例

放射線利用機器取扱技術者(119)、動物学研究員(050)、薬品分析試験技術者(077)、あん摩マッサージ指圧師(150)、心理・職能判定員(162)、福祉施設職業指導員(162)、歯科医師(120)、歯科助手(370)

仕事の概要

診療放射線技師の免許を有し、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体照射(撮影を含む)の仕事に従事するものをいう。また、臨床検査技師又は衛生検査技師の免許を有し、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査などの仕事に従事するものをいう。

若しくは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は視能訓練士の免許を有し、病院、診療所、社会福祉施設などにおいて、理学療法、作業療法、言語訓練又は視能訓練の仕事に従事するものをいう。臨床工学技士の免許を有し、関連する仕事に従事しているものも含む。

歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口くう(腔)の疾患の予防処置として歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助並びに歯科保健指導などの仕事に従事するもの、歯科技工士の免許を有し、病院、歯科診療所、歯科技工所などにおいて、歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成、修理、又は加工する仕事に従事するものも含む。

150 その他の保健医療従事者

○含まれる職種の例

栄養士、管理栄養士、栄養指導員、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、整体師、 食品衛生管理者、衛生管理者(医師・保健師・看護 師でないもの)、建築物環境衛生管理技術者、義肢 装具士、心理カウンセラー (医療施設)

×含まれない職種の例

調理師(391)、食品衛生管理者(150)、栄養教諭(192)、 心理カウンセラー(福祉施設)(162)、看護助手(370)、 看護補助者(370)

仕事の概要

栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、給食施設における献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し(嗜)好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の免許を有し、それぞれの保健衛生に関連する仕事に従事しているもの、又は(120)~(140)に含まれない専門的・技術的な医療・保健衛生の仕事に従事するものをいう。

161 介護支援専門員 (ケアマネージャー)

○含まれる職種の例

介護支援専門員 (ケアマネージャー)

×含まれない職種の例

福祉施設介護職員(361)、医療施設介護職員(361)、 ホームヘルパー(362)

仕事の概要

要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況に応じて適切な介護サービスを利用できるよう、ケアプランの作成や市町村・居宅サービス事業者・介護保険施設等との連絡調整を行う仕事に従事するものをいう。

162 社会福祉専門職業従事者(介護福祉専門員(ケアマネ

―ジャ―)を除く)

○含まれる職種の例

【保育士】

保育士、地域限定保育士

【保育士を除くその他の社会福祉専門職業従事者】

老人福祉施設長・生活指導員、障害者支援施設長・職業指導員・相談支援専門員、児童自立支援専門員・児童生活支援員、児童福祉施設長・児童指導員・児童厚生員、社会福祉協議会専門職員、心理カウンセラー(福祉施設)、ソーシャルワーカー

×含まれない職種の例

保育補助者(420)、幼稚園教諭(192)、保育教諭(192)、

障害者支援施設生活支援員(361)、ケアマネージャー(161)

仕事の概要

児童福祉法又は国家戦略特別区域法に基づき、保育 士又は国家戦略特別区域限定保育士の名称を用いて、 保育所、こども園、障害児施設及び児童養護施設等に おいて児童の保育・保護の仕事に従事するものをいう。

保育所などの児童福祉施設、障害者支援施設、老人福祉施設等の福祉施設において、専門的な保護、自立支援、援護、育成、介護の指導の仕事に従事するものや社会福祉協議会等の福祉団体などにおいて、専門的な相談、指導、助言の仕事に従事するものなど、(161)に含まれない専門的・技術的な社会福祉の仕事に従事するものをいう。

170 法務従事者

○含まれる職種の例

弁護士、弁理士、司法書士、海事補佐人、土地家屋 調査士

×含まれない職種の例

行政書士(242)、(企業の) 法務係事務員(252)

仕事の概要

弁護士、弁理士、司法書士、その他司法に関連する 専門的な仕事に従事するものをいう。

180 経営・金融・保険専門職業従事者

○含まれる職種の例

【公認会計士、税理士】

公認会計士、会計士補、税理士

【公認会計士、税理士を除くその他の経営・金融・保険専門職業従事者】

社会保険労務士、金融商品開発者、証券アナリスト、 金融ストラテジスト、保険商品開発者、アクチュア リー、経営コンサルタント、中小企業診断士、品質 システム審査員

×含まれない職種の例

弁理士(170)、経理事務員(260)、行政書士(242)、株式売買人(330)、株式トレーダー(330)、不動産鑑定士(242)

仕事の概要

他人の求めに応じて、財務書類の監査・証明・調整、 財務に関する調査・立案・相談などに関する仕事に従 事するもの、又は他人の求めに応じて、租税に関する 申告・申請・再調査又は審査の請求・異議の申立て・ 過誤納税金の還付請求などについて税務官公署に提 出する書類の作成、税務に関する相談などの仕事に従 事するものをいう。

また、高度な企業経営・金融・保険に関する専門的 知識や実務経験に基づき、他人の求めに応じて、財務 会計、人事労務に関するコンサルティング、財務監査、 税務指導などの仕事及び資産運用や金融取引に関す る助言・リスクヘッジ・リスクマネジメント・投資戦 略の設計などの仕事に従事するもので、経営・金融・ 保険専門職業従事者をいう。

191 語学教員

○含まれる職種の例

外国語教員、外国語指導助手(ALT)、日本語教員

×含まれない職種の例

外国語個人教師(242)、塾講師(各種学校でないもの)(242)

仕事の概要

幼稚園教諭、保育教諭、小・中学校教員、高等学校 教員、大学教授(高専含む)、大学准教授(高専含む)、 大学講師・助教(高専含む)、その他の教員(専修学 校、各種学校等)のうち、外国語教育に従事するもの をいう。

除外

塾や個人家庭教師で語学を教えるもの(242)

192 教員(語学教員を除く)

○含まれる職種の例

【幼稚園教諭、保育教諭】

幼稚園の園長・教頭・教諭・助教諭・養護教諭・講師、保育教諭、幼保連携型認定こども園園長

【小・中学校教員】

小学校及び中学校の校長・教頭・教諭・助教諭・養 護教諭・講師・保健主事・司書教諭・栄養教諭

【高等学校教員】

高等学校及び中等教育学校の校長・教頭・教諭・助 教諭・養護教諭・司書教諭・栄養教諭・講師、農業 高校農場主任、大学附属高等学校教諭

【大学教授(高専含む)】

大学学長、大学副学長、学部長、大学教授、大学附 属研究所教授、高等専門学校の教授

【大学准教授(高専含む】

大学准教授、高等専門学校の准教授

【大学講師・助教(高専含む】

大学講師、大学助教、高等専門学校の講師、高等専 門学校の助教

【その他の教員】

特別支援学校の校長・教頭・教諭・助教諭・養護教諭・講師、舎監(特別支援学校)、職業訓練指導員(民間企業、団体)、職業能力開発大学校教員、各種学校教員(語学学校教員(英会話学校教員等)を除く)、専修学校教員、自動車教習所指導員

×含まれない職種の例

保育士(162)、実習助手(学校における農耕)(460)、 実習助手(学校の金属工作機械)(493)、外国語指導 助手(ALT)(191)、塾の語学講師(各種学校でな いもの)(242)、語学の家庭教師(242)

仕事の概要

幼稚園、幼保連携型認定こども園などにおいて、幼 児の学校教育・保育・養護に従事するものをいう。

小学校において、児童の初等普通教育・養護に従事 するもの、又は中学校において、生徒の中等普通教育・ 養護に従事するものをいう。

高等学校において、生徒の高等普通教育・専門教育・ 養護に従事するもの、並びに中等教育学校において、 生徒の中等普通教育・養護及び高等普通教育・専門教 育・養護に従事するものをいう。

大学(大学院、短期大学、大学附属研究機関を含む)、 高等専門学校において、教授、准教授、講師・助教の 地位にあり、学生に専門の学芸を教授するものをいう。 教育に従事する学長・部局長、大学の学部(大学院の 研究科・短期大学の学科を含む)において学生に対し て、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導・ 研究に従事するもの、大学の研究所、教育又は研究施 設などにおいて、学生・研究生に対する教育・研究に 従事するものも含まれる。

特別支援学校において、生徒・児童・幼児の幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる教育・養護に従事するもの、学校教育法第 124 条に定める専修学校又は同第 134 条に定める各種学校において、学生・生徒に対する各種の教科や実技などの教育に従事するもの及び学校以外の教育施設において、学生・生徒に対する各種の教科や実技などの教育に従事するものをいう。

除外

保育所などの児童福祉施設において、児童の保育・

保護の仕事に従事するもの(162)、児童自立支援施設 において、児童の自立支援・教科指導に従事するもの (162)、高等学校又は中等教育学校において、教育に 関する専門的知識を必要とせず、専ら技能的・技術的 知識若しくは経験を必要とする実技の指導又は実習 の補助的な仕事に従事するもの(それぞれ該当する職 種に分類)、若しくは大学において、学生に関する事 務、学生の実験又は学習の指導・研究の補助的な仕事 に従事するもの、大学附属病院・研究所などにおいて、 専ら教育以外の業務に従事するもの(それぞれ該当す る職種に分類)、特別支援学校において、教育に関す る専門的知識を必要とせず、専ら寄宿舎における生 徒・児童の生活及び学習の世話などの仕事に従事する もの(410)、大学において、学理的基礎知識によらず、 実務の経験若しくは研修に基づく知識・技術・技能に よって、学生に関する事務、学生の実験又は学習の指 導・研究の補助的仕事に従事するもの、大学附属の病 院・研究所などの附属施設において、専ら教育以外の 仕事に従事するもの、大学の医学部附属の看護師養成 施設などにおいて、専ら看護などに関する理論又は実 技の教授に従事するもの、大学の学部・研究所などに 附属する工場において、実験用又は試作機械器具の製 作の仕事に従事するもの(それぞれ該当する職種に分 類)、各種学校以外の教授所において、教養・レクリ エーションなどのための指導に従事するもの、個人教 授所 (塾)・個人家庭において、学習指導に従事する もの(242)

200 宗教家

○含まれる職種の例

神職、僧侶、住職、神父、修道者、牧師、宣教師、 布教師、伝道師、神主

×含まれない職種の例

宗教研究員(050)、みこ(巫女)(420)、祈とう師(420)

仕事の概要

神道・仏教・キリスト教又はその他の宗教の布教、 伝道、法要、式典などの祭式の執行、その他の宗教活動に従事するものをいう。

210 著述家, 記者, 編集者

○含まれる職種の例

脚本家、評論家、著述家、コピーライター、新聞記者、放送記者、雑誌記者、広告記者、デスク(主筆)、 論説委員、編集員、ニュース解説者、ルポライター (探訪記者、現地取材記者)、スポーツライター

×含まれない職種の例

翻訳家(241)

仕事の概要

文学・学術などに関する著作・翻訳の仕事に従事するもの、新聞・雑誌などの記事の取材・執筆の仕事に従事するもの、及び新聞・書籍・雑誌などを刊行するための資料を一定の目的の下に収集し、配列・整理するなどの仕事に従事するものをいう。

220 美術家, デザイナー, 写真家, 映像撮影者

○含まれる職種の例

【美術家、写真家、映像撮影者】

彫刻家、画家、イラストレーター、陶芸家、工芸家、 装てい(丁)家、写真家、写真記者、映画撮影助手、 写真技師、映像撮影者、テレビカメラ撮影技師

【デザイナー】

デザイナー、工業デザイナー、産業デザイナー、インテリアコーディネーター(販売を行わないもの)、フラワーデザイナー、ディスプレイデザイナー、服飾デザイナー、機械デザイナー、ウェブデザイナー、CGアーティスト、自動車デザイナー

×含まれない職種の例

印判師(509)、陶磁器絵付工(502)、アニメーター (591)、診療放射線技師(140)、写真修整工(592)、写 真現像工(592)、映写技師(592)、舞台装置家(230)、 図案工(591)

仕事の概要

彫刻・絵画・美術工芸品などの芸術作品の創作の仕事に従事するもの、肖像写真の撮影・焼付け・引伸しなどの仕事に従事するもの、映画・テレビジョン用撮影機の操作の仕事に従事するもの、及び新聞・雑誌などの出版物に用いるためニュース・事件・人物などの撮影の仕事に従事するものをいう。

工業的若しくは商業的製品又はその他の物品・装飾に関し、用途・材質・製作法・形状・模様・色彩・配置・照明などについて、技芸的又は趣味的な意匠を考案し、図上に設計・表現を行う専門的な仕事に従事するものをいう。

除外

美術家等の指導によって、彫刻、塑造、工芸品の製作の補助的な仕事に従事するもの(491)~(509)、撮影は行わず、写真・映画のフィルム現像・プリントのみ

を行う仕事に従事するもの又は映写機を操作する仕事に従事するもの(592)

230 音楽家, 舞台芸術家

○含まれる職種の例

作曲家、編曲家、ピアニスト、音楽指揮者、舞踊家、 放送劇団員 (声優を含む)、スタントマン、演出家、 舞台装置家、プログラム・ディレクター、プロデュ ーサー、アシスタント・ディレクター

×含まれない職種の例

音楽評論家(210)、ピアノ個人教師(242)、日本舞踊 個人教師(242)、社交ダンス教師(242)

仕事の概要

音楽家(作曲・演奏又は演奏の指揮に従事するもの)、 舞踊家 (舞・踊・振によって、感情と意志を表現する 演技者)、俳優 (映画・演劇・テレビジョンなどにお ける演技者)、演出家 (脚本・シナリオに基づいて、 映画・演劇・テレビジョンなどを組成する俳優の演技 指導を行うもの、及びセット・照明・音楽・擬音など を総合的に監督するもの)及び演芸家 (講談・落語・ 漫才・浪曲・声色・茶番狂言・奇術・曲芸などの演技 者)をいう。

241 通訳・翻訳

○含まれる職種の例

通訳、翻訳家

×含まれない職種の例

仕事の概要

異なる言語間での通訳、翻訳に従事するもの。

242 他に分類されない専門的職業従事者

○含まれる職種の例

外国語個人教師、塾講師(各種学校でないもの)、 家庭教師、司書、学芸員、キャリア・コンサルタン ト、ラジオ・テレビジョン放送技術員、行政書士、 調教師、調律師、アナウンサー(ラジオ・テレビジョン)、通関士

×含まれない職種の例

語学教員(191)、図書館カウンター受付職員(252)、 図書館事務職員(252)、司書教諭(192)、博物館事務 職員(252)、心理カウンセラー(医療施設)(150)、心 理カウンセラー(福祉施設)(162)、経営コンサルタ ント(180)、ニュース解説者(210)、翻訳家(241)

仕事の概要

茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊・スポーツなどの個人教授、及び学校教育の補習指導の仕事に従事するものをいう。また、図書館司書、学芸員、カウンセラー(医療・福祉施設を除く)、通信機器操作従事者、検数員、行政書士、不動産鑑定士、ヘッドハンターなど、(170)~(241)に含まれない法務、経営・金融・保険、教員、技芸等に従事する専門的な仕事に従事するものをいう。

除外

学校教育法に基づく学校、事業体附属の教育施設、 就業について一定の資格(免許)を必要とするものの 養成施設、矯正施設、職業訓練施設において教育に従 事するもの(191, 192)

C 事務従事者

251 貿易取引に関する事務(貿易事務)従事者

○含まれる職種の例

通関業務係員、輸出入事務員

×含まれない職種の例

通関士

仕事の概要

貿易(輸出・輸入)に関わる書類の作成、輸送や通 関の手配、運送品の手配や倉庫の手配など、諸外国と の間での貿易に関する事務に従事するものをいう。

252 一般事務従事者(貿易取引に関する事務(貿易事務)

従事者を除く)

○含まれる職種の例

【庶務・人事事務員】

総務担当補佐、総務係長、総務係事務員、庶務係事 務員、人事係事務員、給与係事務員

【企画事務員】

企画課長補佐、企画係長、企画係 事務員、プランナー、マーケティング・リサーチャー、商品開発部員

【受付・案内事務員】

受付・案内事務員、フロント(企業)、図書館カウンター受付職員、博物館受付職員

【秘書】

秘書、会社社長秘書、会社役員秘書

【電話応接事務員】

コールセンターオペレーター調査員(電話による もの)、通信販売受付事務員(電話によるもの)

【総合事務員】

総合事務員、図書館事務職員、博物館事務職員

【その他の一般事務従事者】

広報係事務員、法務係事務員、調査票審査・集計事務員、資料保管事務員、編集事務員、保険契約事務員、クラーク(医療)、医療事務員、介護保険事務員、通信販売受付事務員(電話以外によるもの)

×含まれない職種の例

伝票整理事務員(260)、娯楽施設フロント係(405)、 デパート売場案内人(420)、配車係(300)、行政書士 (242)、保険外交員(340)

仕事の概要

庶務・文書・株式・株主総会対応などの仕事に従事するもの、採用・教育・給与・福利厚生・労務など人事の仕事に 従事するものをいう。また、企画・立案、業務計画の策定及び市場調査などの仕事、および受付・案内・応接などの仕事に従事するものをいう。

会社社長・重役など高度に専門的・管理的職業従事者に対して内外との連絡、文書作成、スケジュール調整など日常的業務補助をする仕事に従事するものや、事務の仕事全般について、特に行うべき仕事の内容が限定されず各種の事務の仕事に従事するものも含む。

除外

貿易取引に関する事務に従事するもの(251)、飲食物の給仕や接客の仕事に従事するもの(401)~(420)

260 会計事務従事者

○含まれる職種の例

現金出納事務員、預·貯金窓口事務員、経理事務員、 決算係事務員、物品調達係事務員、伝票整理事務員、 用度係事務員、見積員、税理士事務所の事務員

×含まれない職種の例

レジスター係(322)、公認会計士(180)、税理士(180)、 給与係事務員(252)

仕事の概要

現金・小切手・手形類の受払い、会計帳簿の記入、 物品の購入・管理、原価計算などの会計の仕事に従事 するものをいう。

除外

財務書類の監査・証明・調整、財務に関する調査・立案・相談などの会計に関する専門的業務に従事する もの(180)

270 生産関連事務従事者

○含まれる職種の例

生産管理事務員、生産現場記録員、生産現場事務員、 材料検収事務員、出荷・受荷事務員、倉庫事務員

×含まれない職種の例

仕事の概要

生産現場において生産・工程管理、記録などの事務の仕事に従事するもの、資材・製品などの出荷・受荷に関する事務の仕事に従事するものをいう。

280 営業・販売事務従事者

○含まれる職種の例

営業事務員、販売事務員、販売伝票記録整理員、株 式販売事務員、銀行貸付係事務員、旅行社カウンタ 一係、営業管理事務員、人材派遣あっせん事務員

×含まれない職種の例

通信販売受付事務員(電話によるもの)(252)、通信 販売受付事務員(電話以外によるもの)(252)

仕事の概要

売上伝票の管理、顧客リストの作成など、経営方針などに従い営業・販売に関する事務の仕事に従事するものをいう。

除外

商品を直接売買するもの及び営業活動を行うもの (321)~(340)

290 外勤事務従事者

○含まれる職種の例

集金人、統計調査員、市場調査員、メーター検針員

×含まれない職種の例

預・貯金外交員(340)、保険外交員(340)、調査員(電話によるもの)(252)、調査票審査・集計事務員(252)

仕事の概要

テレビジョン・電気・ガス・水道・新聞などの料金 又は購買代金などの掛金の集金、調査票への記載依 頼・回収、電気・ガス・水道などのメーターの検針な どの外勤事務の仕事に従事するものをいう。

300 運輸・郵便事務従事者

○含まれる職種の例

旅客係 (鉄道、航空、船舶)事務員、貨物係 (鉄道、 航空、船舶)事務員、駅務員、運行管理者、運転司 令 (新交通システムを含む)、航空ディスパッチャ ー、車両計画事務員、乗務員運用事務員、輸送指令

×含まれない職種の例

保険契約事務員(252)、預・貯金窓口事務員(260)、 郵便配達員(701)

仕事の概要

駅・自動車発着所・桟橋・空港・荷扱所などの運輸 機関において、出札・改札・小荷物・貨物の受渡手続 などの事務の仕事に従事するもの、車両・船舶・航空 機・自動車などの管理、運転・運行計画の作成、運転 指令、配車船などに関する事務的な仕事に従事するも の、及び郵便局等において郵便物の引受・処理、切手・ はがき・印紙などの販売の仕事に従事するものをいう。

310 事務用機器操作員

○含まれる職種の例

パソコンオペレーター、データ・エントリー装置操作員、キーパンチャー、データ入力オペレーター、電子計算機操作員

×含まれない職種の例

速記者 (パーソナルコンピュータ速記) (242)、DT Pオペレーター(507)、CADオペレーター(592)、 システムアナリスト(100)、プログラマー(100)

仕事の概要

パーソナルコンピュータ、電子計算機、複写機など の事務用機器の操作などの仕事に従事するものをい う。

D 販売従事者

321 販売店主・店長

○含まれる職種の例

【小売店主・店長】

小売店主、小売店長、小売店支配人、小売店マネージャー、ガソリンスタンド支配人、薬局店主(薬剤師でないもの)、美術骨とう商、画商、スーパーマーケット店主、リサイクルショップ店主

【卸売店主・店長】

卸売店主、卸売店長、卸売店支配人、卸売店マネー ジャー、仲卸店主(卸売市場)

×含まれない職種の例

薬局店主(薬剤師)(120)、呼売人(329)、行商人(329)、 商品仲立人(330)、飲食店主(401)、自動車販売代理 店種(330)

仕事の概要

小売店を経営管理し、自ら商品の仕入・販売などの 仕事に従事するもののうち、主に商品の仕入・販売な どの仕事に従事するものをいう。また、卸売店を経営 管理し、自ら商品の仕入・販売などの仕事に従事する もののうち、主に商品の仕入・販売などの仕事に従事 するものをいう。

除外

主に、経営管理の仕事に従事する小売・卸売店の店長・店主(040)、商品売買の代理・仲立の仕事に従事するもの(330)、商品の販売に付随して、営業の仕事のみに従事するもの(340)、配達のみに従事するもの(706)、行商・呼売・屋台店で商品販売の仕事に従事するもの(329)

322 販売店員

○含まれる職種の例

販売員(販売店)、販売見習、店員、小売店員、医薬 品販売員、売場監督、レジスター係、仕入販売員、 商品実演販売者(行商・露店を除く)、インテリア コーディネーター(販売を行うもの)

×含まれない職種の例

商品仕入員(329)、質屋店員(330)、競売人(330)、食料品ルートセールス員(340)、自動車セールス員(340)、美容部員(販売を行わないもの)(420)、買物配達人(706)

仕事の概要

使用人(家族従業者を含む)として、店舗で商品の 販売の仕事に従事するものをいう。

除外

商品の販売に付随して、営業の仕事のみに従事する もの(340)、配達のみに従事するもの(706)、行商・呼 売・屋台店で商品販売の仕事に従事するもの(329)

329 その他の商品販売従事者

○含まれる職種の例

調理人(屋台)、再生資源回収・卸売従事者、古紙卸売人、リサイクル品回収人(卸売まで行うもの)、

商品仕入員、仕入外交員、商品バイヤー

×含まれない職種の例

商品仲立人(330)、駅ホーム売店販売員(322)、宝く じ販売人(330)、露店靴磨き(420)、リサイクルショ ップ店員(322)、再生資源回収人(回収のみ行うも の)(706)

仕事の概要

商品を携行し、訪問又は呼売して販売する仕事に従事するもの、屋台店などの移動性店舗で商品・飲食物を販売する仕事に従事するもの、繊維ウエイスト・鉄スクラップ・古紙などの再生資源の回収・買入・卸売の仕事に従事するもの、及び他人を訪問し、商品の仕入れ、買付けの仕事に従事するものなど、(322)に含まれない商品販売の仕事に従事するものをいう。

330 販売類似職業従事者

○含まれる職種の例

不動産仲介人、不動産売買人、保険代理業務員、保 険仲立人、株式売買人、証券売買人、証券仲買人、 有価証券売買仲立人、金融仲立人、為替ディーラー、 株式トレーダー、広告代理人、競売人

×含まれない職種の例

不動産セールス員(340)、保険外交員(340)、火災保 険外務員監督(340)、株式販売事務員(280)、広告外 交員(340)

仕事の概要

他人の間に立った売買の取次・あっ(斡)旋の仕事、 他人のための売買の代理の仕事、不動産・有価証券の 売買などの販売類似の仕事に従事するものをいう。

除外

他人を訪問し、不動産の販売に関する取引上の勧誘 交渉、受注の仕事に従事するもの(340)、金融商品や 保険商品の開発などに関わる仕事に従事するもの (180)、有価証券の勧誘の仕事に従事するもの(340)

340 営業職業従事者

○含まれる職種の例

【自動車営業職業従事者】

自動車セールス員

【機械器具・通信・システム営業職業従事者(自動車を除く)】

電気機械器具営業部員、産業用機械生産受注外交 員、原動機付自転車・特殊自動車・二輪自動車セー ルス員、通信回線営業部員、通信機械器具営業部員、 システム営業部員、セールスエンジニア(自動車以外の機械器具又は通信・システムに関するもの)

【金融営業職業従事者】

貯蓄外交員、銀行外務員、有価証券勧誘員

【保険営業職業従事者】

保険外交員、保険セールス員、損害保険契約外交員、 生命保険外務指導員、火災保険外務員監督

【その他の営業職業従事者】

食料品販売外交員、食料品ルートセールス員、化学品営業部員、不動産セールス員、医薬品販売外交員、メディカル・レプリゼンタティブ(MR)、ソフトウェア販売営業部員、広告外交員

×含まれない職種の例

自動車販売店員(322)、保険代理業務員(330)、保険 仲立人(330)、不動産仲介人(330)、不動産売買人 (330)、人材派遣あっせん事務員(280)、放送受信料 集金人(290)、普及員(宣伝放送業)(420)

仕事の概要

他人を訪問し、自動車(原動機付自転車、二輪自動車及び特殊自動車を除く)の販売、および生産用機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具(二輪自動車、特殊自動車以外の自動車を除く)などの機械の販売、又は通信に関する回線や機械器具などの利用や販売、若しくは他人が抱える業務上の問題点の解決や要求の実現を行うための情報処理や情報通信の技術に係るシステムを提案し、これに必要な商品やサービスを販売することに関して、取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事するものをいう。

また、他人を訪問し、金融商品の販売、融資に関する勧誘・募集・契約締結、若しくは保険商品の販売に関する勧誘・募集・契約締結などの仕事に従事するものもいう。このほか、他人を訪問し、食料品、化学品、医薬品、不動産などの販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事するものなど、営業の仕事に従事するものも含む。

除外

商品を携行し、訪問等により販売する仕事に従事するもの(329)

E サービス職業従事者

350 家庭生活支援サービス職業従事者

○含まれる職種の例

家政婦(夫)、家事手伝い、お手伝い、ハウスキーパー、ハウスメイド

×含まれない職種の例

派出看護師(130)、ホームヘルパー(362)、ハウスクリーニング職(719)

仕事の概要

個人の家庭において、調理・育児・洗濯・掃除・介 護などの生活を支援するためのサービスの仕事に従 事するものをいう。

361 介護職員(医療・福祉施設等)

○含まれる職種の例

介護職員・介護福祉士・ケアワーカー(医療・福祉 施設等)、障害者支援施設生活支援員、老人福祉施 設寮母・寮父

×含まれない職種の例

ケアマネージャー(161)、老人福祉施設長・生活指導員(162)、母子生活支援施設寮母・寮父(162)、ホームヘルパー(362)、介護福祉士・ケアワーカー(訪問)(362)

仕事の概要

医療施設、福祉施設等において入所者及び通所者に 対する入浴、排せつ、食事等の介護の仕事に従事する ものをいう。

362 訪問介護従事者

○含まれる職種の例

訪問介護員、ホームヘルパー、介護福祉士・ケアワーカー (訪問)

×含まれない職種の例

ケアマネージャー(161)、介護職員・介護福祉士・ ケアワーカー (医療・福祉施設等) (361)

仕事の概要

在宅介護サービスを提供する団体等からの指示等により、介護を必要とする者の居宅を訪問し、その者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する仕事に従事するものをいう。

370 保健医療サービス職業従事者

○含まれる職種の例

【看護助手】

看護助手、看護補助者

【看護助手を除くその他の保健医療サービス職業従事

者】

歯科助手、あん摩師助手、はり師助手、柔道整復師 助手、動物病院助手、動物看護師、鍼灸師助手

×含まれない職種の例

看護師(130)、准看護師(130)、歯科衛生士(140)、あん摩マッサージ指圧師(150)、はり師(150)、きゅう師(150)、柔道整復師(150)

仕事の概要

病院などにおいて、医療行為は行わず、医師、看護師からの指示により、専ら患者への食事・入浴などの介助などの仕事に従事するものをいう。

病院、歯科医院、調剤薬局、動物病院において、医療行為は行わず、専ら医療器具の清掃・準備、患者の介助などの仕事に従事するものなど、保健医療サービスの仕事に従事するものをいう。

380 生活衛生サービス職業従事者

○含まれる職種の例

【理容・美容師】

管理理容師、理容師、管理美容師、美容師

【美容サービス・浴場従事者(美容師を除く)】

美顔術師、化粧師、ネイリスト、マニキュア師、ペディキュア師、エステティシャン、温泉浴場従事者、ボイラー・オペレーター (浴場)

【クリーニング職、洗張職】

洗濯工、クリーニング職、染み抜工(クリーニング)、 仕上工(クリーニング・洗張)、洗張職

×含まれない職種の例

トリマー(犬・猫の美容師)(420)、人形着付師(509)、 ボイラー・オペレーター(浴場を除く)(640)、洗濯 注文取り(340)、洗濯物配達人(706)、洗濯物仕分作 業員(739)

仕事の概要

理容師の免許を有し、頭髪の刈込み・顔そり・ヘアーアイロンかけなど理容サービスの仕事に従事するもの、及び美容師の免許を有し、パーマネントウェーブ・結髪・化粧、マニキュア・ペディキュア・着付などなどの美容サービスの仕事に従事するものをいう。また、浴場・温泉・サウナぶろ・ヘルスセンターの浴場などにおいて、番台・フロント業務・脱衣場の整頓・洗い場の清掃・体の流し・燃料の運搬・かま(釜)の焚き付け・仕込み湯の調節・洗い湯の調節などの仕事に従事するもの、洗濯物の受注・配達・受付・仕分

けの仕事に従事するもの(それぞれ該当する職種に分類)も含まれる。

除外

サウナぶろ等において専らボイラーの取扱・保守・管理の仕事に従事するもの(640)、洗濯物の受注・配達・受付・仕分けの仕事に従事するもの(それぞれ該当する職種に分類)

391 調理人

○含まれる職種の例

専門調理師、調理師、ふぐ調理師、コック長、コック、料理人(個人家庭を除く)、にぎりずし職人、調理人(屋台を除く)、炊事人(個人家庭を除く)、給食調理人、飲食店主(自ら飲食物の調理を行うもの)

×含まれない職種の例

栄養士(150)、料理人(個人家庭)(350)、バーテンダー(392)、食パン製造工(503)、皿洗い人(調理見習でないもの)(739)、パントリー(食器洗い人)(739)

仕事の概要

飲食店・旅館・ホテル・工場・学校・病院など一般 家庭以外の場所において、献立の作成・飲食物の調理 及びそれらの補助的な仕事に従事するものをいう。

392 バーテンダー

○含まれる職種の例

バーテンダー、バーテン、バーテンダー見習

×含まれない職種の例

調理人(391)、調理師(391)

仕事の概要

キャバレー・バー・ナイトクラブ・その他客に飲食をさせる場所において、主として、酒又は酒類と酒類 以外の飲料を混合・調整して、客の飲用に供する調酒 の仕事に従事するものをいう。

401 飲食店主・店長

○含まれる職種の例

飲食店主(自ら飲食物の調理を行わないもの)、飲食店長(自ら飲食物の調理を行わないもの)、飲食店支配人(自ら飲食物の調理を行わないもの)、料理店主(自ら飲食物の調理を行わないもの)

×含まれない職種の例

飲食店主(自ら飲食物の調理を行うもの)(391)

仕事の概要

飲食店を経営管理し、自ら食品材料の仕入・接客などの仕事に従事するもののうち、主に食品材料の仕入・接客などの仕事に従事するものをいう。

除外

主に経営管理の仕事に従事している飲食店長·店主 (040)

402 身の回り世話従事者

○含まれる職種の例

番頭(旅館)、客室係(旅館・ホテルなど)、仲居(旅館など)、船客長、船舶旅客係、旅館主・ホテル支配人(接客サービスに従事するもの)、航空機の客室内清掃係

×含まれない職種の例

航空機客室乗務員(404)、フロント(ホテル)(405)、 クローク係(420)

仕事の概要

旅館・ホテル・待合・船舶・列車などにおいて客の身の回りの用務・部屋の清掃などのサービスの仕事に従事するものをいう。旅館・ホテルを経営し、又は営業の全部又は一部について従業員を指揮監督し、主に接客サービスなどの仕事に従事する旅館主・支配人も含まれる。また、航空機の駐機中に機内の清掃および機用品の設置を行うものをいう。

除外

主に経営管理の仕事に従事している旅館主·支配人 (040)

403 飲食物給仕従事者

○含まれる職種の例

ファミリーレストラン店員、ファストフード店店員、 喫茶店のウエイトレス・ウエイター、飲食店主(自 ら飲食物の調理を行わない)、サービス係(列車・ 船舶の食堂)、ソムリエ、ホール係(飲食店)

×含まれない職種の例

航空機客室乗務員(404)、船舶旅客係(405)、接客係 (旅館・ホテルなど)(405)、クローク係(420)

仕事の概要

食堂・喫茶店・旅館・ホテル・待合・料理店・船舶・ 列車などにおいて食卓の用意・給仕のサービスの仕事 に従事するものをいう。飲食店を経営管理し、主に食 品材料の仕入・接客などの仕事に従事している店長・ 店主も含まれる。

除外

主に経営管理の仕事に従事している飲食店長·店主 (040)

404 航空機客室乗務員

○含まれる職種の例

航空機客室乗務員、キャビンアテンダント、フライトアテンダント

×含まれない職種の例

船舶旅客係(402)

仕事の概要

航空機において、乗客の案内、飲食物の給仕、緊急 時の秩序維持・避難誘導などの仕事に従事するものを いう。

405 娯楽場等接客員

○含まれる職種の例

景品引渡係・店員(パチンコ場)、DJ(ダンス場)、 娯楽場アナウンサー、ゲームセンター従業員、娯楽 施設フロント係、娯楽施設娯楽用品賃貸係、フロン ト(ホテル)、接客社交係(バー等)

×含まれない職種の例

フロント(企業)(252)、遊戯機械修理工(551)、プレイガイド窓口販売員(330)、クローク係(420)

仕事の概要

映画館・劇場・ダンスホール・競馬場・野球場・遊園地・博覧会・動物園・博物館・美術館などにおいて、整理券・入場券の出札、客の案内、場内の整理、その他の接客サービスの仕事に従事するもの、バーなどにおいて客の接待をして飲食させるなどの接客サービスの仕事に従事するもの、及び芸ぎ(妓)・フロアダンサーなどをいう。

除外

展示品・遊戯品・資材の保管・修理に専ら従事するもの(252)

410 居住施設・ビル等管理人

○含まれる職種の例

マンション管理人、アパート管理人、寮管理人、舎 監 (特別支援学校以外のもの)、ビル管理人、駐車

場管理人、駐輪場管理人、駐車係 (ホテル)、駐車場 誘導員

×含まれない職種の例

老人福祉施設寮母・寮父(361)、警備員(451)、ボイラー・オペレーター(浴場を除く)(640)、ビル設備管理人(640)、ビル・建物清掃員(711)

仕事の概要

マンション、アパート、寄宿舎、ビル、駐車場など の管理の仕事に従事するものをいう。

420 その他のサービス職業従事者

○含まれる職種の例

ハウスキーパー、ベビーシッター、観光通訳案内人、登山案内人、旅行・観光ガイド、ツアーコンダクター、添乗員、物品賃貸人、貸衣装人、ファッションモデル、ポスティング人、介添役(結婚式場)、内職周旋人、トリマー、ペットシッター、保育補助者

×含まれない職種の例

ホームヘルパー(362)、ハウスクリーニング職(719)、 家庭教師(242)、通訳(241)、観光バス車掌(630)、娯 楽場の娯楽用品賃貸係(405)、商品実演販売者(322)、 ヘッドハンター(242)

仕事の概要

家庭生活支援、旅行案内、広告宣伝、物品一時預かり、物品賃貸、葬儀など、(361)~(410)に含まれないサービス職業に従事するものをいう。

F 保安職業従事者

451 警備員

○含まれる職種の例

ボディガード、守衛、門衛、警備員、夜警員、倉庫 警備員

×含まれない職種の例

仕事の概要

人の身辺において、身体に対する危害の発生の警戒・防止、又は工場・病院・学校・事務所・住宅・その他の施設などにおいて、火災・破損・盗難の予防、 突発事故・不法侵入の防止など、人の生命、財産の保護又は構内秩序の維持等に関する警備の仕事に従事するものをいう。

459 その他の保安職業従事者

○含まれる職種の例

空港消防員、交通管理パトロール員、道路監理員、 建設現場誘導員、交通誘導員、雑踏警備員、プール・ 海水浴場監視員

×含まれない職種の例

探偵(242)、線路保安員(680)、保安員(鉱山)(690)、 用務員(学校)(739)

仕事の概要

保安職業に従事するもののうち、警備員(451)に該 当しないものをいう。

G 農林漁業従事者

460 農業従事者

○含まれる職種の例

【農耕従事者】

農耕作業者、水稲耕作者、麦類耕作者、豆類耕作者、 雑穀耕作者、いも類耕作者、野菜栽培者、きのこ類 栽培者、果樹栽培者、植木栽培者、耕作トラクター 運転者、実習助手 (学校における農耕)、脱穀・調整 人、芝栽培者

【養畜従事者】

家畜飼育者、乳用牛飼育者、預託牛飼育管理人、搾 乳作業者、きゅう(厩)務員、家畜毛刈作業者、酪 農ヘルパー、家きん飼育者、家畜飼育係員(研究所)、 動物園飼育係員

【植木職、造園師】

植木職、植木手入作業者、生垣手入作業者、造園師、 築庭作業者、庭師、ゴルフ場芝手入作業員

【その他の農業従事者】

農業用水管理者、植物防疫員

×含まれない職種の例

山林苗木栽培人(470)、林業種苗栽培者(470)、獣医師(120)、トリマー(犬・猫の美容師)(420)、庭園設計技術者(090)、造園土木工(680)、公園芝刈作業員(739)、グラウンドキーパー(739)

仕事の概要

穀物・野菜・果樹・その他の作物の栽培・収穫などの仕事に従事するものをいう。家畜の飼育・繁殖・せん(剪)毛・搾乳などの仕事、家きんの飼育・ふ(孵)卵などの仕事、蚕の飼育・収繭・蚕種の製造の仕事、及びこれらに類似の仕事に従事するものをいう。愛がん(玩)動物の飼育・動物園・サーカス・病院・研究室などにおいて、家畜又は家きんの飼育の仕事に従事するものも含まれる。

また、植木の植込・手入、庭園の造築の仕事に従事 するもの、その他の農業・農業類似の仕事に従事する ものをいう。

470 林業従事者

○含まれる職種の例

【育林従事者】

林業地ごしらえ作業者、植林作業者、造林作業者、 枝打作業者、下刈作業者、雪起作業者、除伐作業者

【伐木・造材・集材従事者】

木材伐出作業者、間伐作業者、造材作業者、伐木造 材機械操作員、集材作業者、伐木積込作業者、木場 作業者、集材機械操作員

【その他の林業従事者】

製炭木割作業者、炭材伐採作業者、築窯作業者、炭 焼作業者、炭俵詰作業者、種子採取作業者、山林苗 木栽培人、林業種苗栽培者、天然木の実採取作業者、 山林見まわり作業者、猟師、森林区画測量作業者

×含まれない職種の例

種苗栽培者(林業用種苗を除く)(460)、植木栽培者(460)、木材乾留工(501)、狂犬病予防技術員(420)、盆栽苗木栽培者(460)、ごかい取り(480)、皮はぎ工(製材業)(506)

仕事の概要

山林苗木の植付け、地ごしらえ及び林木の健全な育成のための下刈りなどの手入れの仕事に従事するもの、伐木・造材(測尺・枝払い・皮は(剥)ぎ)の仕事に従事するもの、及び伐採された木材を集める仕事並びに山元土場まで搬出する仕事に従事するものをいう。

480 漁業従事者

○含まれる職種の例

【漁労従事者】

網子、漁船の船頭、潜水漁夫、あま(海女・海士)、 捕鯨作業者、漁労長、船員(漁労作業従事者)、魚 見、川魚採取作業者

【船長・航海士・機関長・機関士(漁労船)】

漁船船長、かつお船船長、捕鯨船船長、トロール漁 船船長、漁船航海士、漁船機関長、漁船機関士

【海藻・貝採従事者】

貝採取作業者、潜水採貝作業者、海藻採取作業者、 海藻採取あま (海女・海士)、藻採取作業者

【水産養殖従事者】

魚介養殖作業者(えび、うなぎ、あわびなど)、のり (海苔)養殖採取作業者、海藻養殖採取作業者、母 貝収集作業者、水田養魚作業者、水族館養魚作業者、 人工ふ(孵)化作業者、水産試験場養殖作業者

【その他の漁業従事者】

漁場監視員、ごかい取り

×含まれない職種の例

遊漁船船頭(630)、遊漁案内人(つり場案内)(630)、 潜水士(669)、遊漁船船頭(630)、遊漁案内人(つり 場案内)(630)

仕事の概要

海面・海中及び内水面において、水産動物(貝類を除く)を採捕する仕事に従事するものをいう。漁船に 乗組んで、漁労作業に従事する甲板部員及び機関部員 並びに潜水漁夫も含まれる。

また、漁労船の運用・航海、船体の保存、機関の運転・保存の仕事に従事し、かつ漁労作業に従事するものをいう。このほか、天然の海藻・貝類を採取する仕事に従事するもの、海水・淡水において、水産動植物を養殖・収獲する仕事に従事するもの、その他の漁業・漁業類似の仕事に従事するものをいう。

H 生産工程従事者

491 製銑・製鋼・非鉄金属製錬従事者

○含まれる職種の例

製銑工、製鋼工、転炉工、電気炉工、炉外精錬工、 造塊工、鋳銑工、溶解炉工(非鉄金属)、電解工(非 鉄金属)、精錬工(非鉄金属)、蒸留工、貴金属製錬 工、半導体素子製錬工、製銑設備操作・監視作業者、 非鉄金属製錬設備操作・監視作業者

×含まれない職種の例

金属燒結工(499)、炉修工(669)

仕事の概要

銑鉄・合金鉄、鋼・特殊鋼、非鉄金属の製造に係る 原材料処理、素材の形成、変形、切削、研磨などの製 品製造・加工処理を行う仕事に従事するものをいう。 自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事 に従事するものも含まれる。

492 鋳物製造·鍛造従事者

○含まれる職種の例

鋳物工、金型工、混砂工、造形工、鋳造工、モール ディングマシン工、鋳型工、鍛造工、鍛造プレス工、 鍛造ハンマ工、型鍛造工、熱間成形ばね工、鋳物製 造設備操作·監視作業者、鍛造設備操作·監視作業者

×含まれない職種の例

溶解工(非鉄金属)(491)、鋳物木型工(506)、鋳物 製品検査工(560)

仕事の概要

模型を用いて鋳物を製造する仕事、加熱、半加熱又は常温で治工具・金型を使用して金属を鍛錬・成形加工する仕事に従事するものをいう。ほど(火床)係も含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

493 金属工作機械作業従事者

○含まれる職種の例

旋盤工、ボール盤工、フライス盤工、レーザー加工 機工、数値制御(NC)旋盤オペレーター、グライ ンダー工、実習助手(学校の金属工作機械)、金属 工作設備操作・監視作業者

×含まれない職種の例

機械彫刻工(497)、金属研磨工(針・ピン類を除く) (497)、のこ(鋸)盤工(499)、木工旋盤工(506)、プラスチック旋盤工(508)

仕事の概要

旋盤・フライス盤などの金属工作機械を用いて、金属材料に切削加工をする仕事に従事するものをいう。 金属材にプラスチック材などを結合させて切削する 仕事も含まれる。また、自動化された生産設備を操作 して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

金属工作機械を用いて溶断を行うもの(498)

494 金属プレス従事者

○含まれる職種の例

金属プレス工、金属プレス設備操作・監視作業者

×含まれない職種の例

打貫工(499)、金型取付工(499)

仕事の概要

プレス機を用いて、金属板を冷間で打抜き、曲げ、 絞り、型打ち等の加工により成形する仕事及び刻印す る仕事に従事するものをいう。自動化された生産設備 を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含ま れる。

除外

打貫機による孔の打貫きの仕事、及び打抜き型・曲

げ型・絞り型をプレス機に取付調整する仕事に専ら従事するもの(499)、板金作業に従事する一過程において、プレス機を使用するもの(496)

495 鉄工,製缶従事者

○含まれる職種の例

製缶工、ボイラー組立工、橋りょう工、鉄骨工、鉄 工、車台鉄骨曲げ工、造船組立工(鋼船)、鉄工設備 操作・監視作業者

×含まれない職種の例

ブリキ缶製造工(496)、ドラム缶製造工(496)、け(罫) がき工(499)、車両鉄工(514)、現図工(592)

仕事の概要

鉄塔・橋りょう(梁)・煙突・鉄骨・ボイラー・圧力容器・タンク(鉄槽)などの製作・組立のための現図の作成・型板取・鋼板け(罫)がき・孔あけ・ぎょう(撓)鉄・組立て・てんげき(填隙)・はつりの仕事に従事するものをいう。鉄工、製缶作業に従事する一過程において、金属の接合又は溶断をするものも含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

現図展開・型板取・鋼板け(罫)がきの仕事に専ら 従事するもの(592)

496 板金従事者

○含まれる職種の例

板金工、ブリキかざり(錺)職、トタン屋根ふき工、 板金加工職、ドラム缶製造工、ブリキ缶製造工、板 金設備操作・監視作業者

×含まれない職種の例

ガス溶接工(498)、いかけ (鋳掛) 職(499)、はんだ 付工(499)、現図工(592)

仕事の概要

金切はさみ・つち (鎚)・簡単な切断機・曲げロール機などを用いて、金属薄板を切断・曲げ・絞り・成形する仕事、加工された金属薄板を組み合わせ、ハンダ・硬ろう (蝋)・ガス・電気で接着して仕上げる仕事に従事するものをいう。板金作業に従事する一過程において、プレス機を使用するものも含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

はんだ付けのみ、ガス溶接のみ又は図型展開のみに 従事するもの(499)

497 金属彫刻·表面処理従事者

○含まれる職種の例

金型彫刻工、機械彫刻工、彫金工、金属目盛彫刻工、 電気めっき工、化学めっき工、溶融めっき工、めっ き液試験分析工(金属)、金属はつり工、バフ磨工 (金属)、金属表面処理設備操作・監視作業者

×含まれない職種の例

彫刻家(220)、吹砂工(サンドブラスト工)(499)、 製版工(507)、めっき工(プラスチック)(508)、貴 金属彫刻師(509)

仕事の概要

各種の手工具・機械又は科学的腐しょく(蝕)技術によって金属に模様などを彫刻・切削加工する仕事、電気めっき・乾式めっき・浸漬めっき・被膜防せい(錆)(着色を含む)・アルマイト加工・電解研磨などのめっき作業の仕事に従事するものをいう。

めっき前の研磨・脱脂・酸洗い及びめっき後の水洗い・熱湯洗じょう(滌)・仕上研磨の仕事に従事する もの、グラインダー・と石・やすり・たがねなどを用いて、金属材料・半製品・製品のきず(疵)取り、研 磨又は切削加工をして仕上げる仕事も含まれる。また、 自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事 に従事するものも含まれる。

除外

貴金属の彫刻に従事するもの(509)、機械的除脂・防せい(錆)・研磨・つや(艶)出し・カバー掛けなどに専ら従事するもの(499)

498 金属溶接・溶断従事者

○含まれる職種の例

アーク溶接工、ガス溶接工、レーザー溶接工、ガス 切断工、レーザー切断工、金属溶接設備操作・監視 作業者

×含まれない職種の例

電縫管製造工(499)、はんだ付工(499)、ろう付工(499)

仕事の概要

アーク溶接・抵抗溶接などの電熱を利用して、金属

を接合する仕事、酸素アセチレンガス・プラズマ・レ ーザーなどのエネルギーで、金属の接合又は溶断をす る仕事に従事するものをいう。

金属工作機械による溶断をするものも含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の 仕事に従事するものも含まれる。

除外

鉄工、製缶作業に従事する一過程において、金属の 接合又は溶断をするもの(495)

499 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)

○含まれる職種の例

熱処理工、熱間圧延工、冷間圧延工、冷延工、表面 処理鋼板工、溶接鋼管工、電縫管製造工、圧延仕上 工、鋳物仕上工、金型取付工、索具工、け(罫)が き工、打貫工、金属仕上工、金属熱処理設備制御・ 監視作業者

×含まれない職種の例

金属管鋳造工(492)、熱間成形ばね工(492)、バフ磨工(金属)(497)、金属研磨工(針・ピン類を除く)(497)、ガス溶接工(498)、プラスチック製品バフ磨き工(508)、溶接検査工(560)、プレス検査工(560)、金属切削製品検査工(560)

仕事の概要

(491)~(498)に含まれない金属製品製造・金属加工の仕事に従事するものをいう。自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

針・ピン類の熱処理・めっき・包装、ばね材の帯金 属材又は針金の切断・みぞずり・溶接・研磨・熱処理・ 着色、ねじ類の熱処理・溶接・めっき・着色・包装、 及び熱間成形によるばね又はねじ類の製造の仕事に 従事するもの(492)

501 化学製品製造従事者

○含まれる職種の例

硝酸製造工、苛性ソーダ製造工、硫酸亜鉛製造工、 さらし粉製造工、圧縮ガス製造工、合成樹脂製造工、 木材乾留工、化学薬品製造工、合成ゴム製造工、化 学肥料製造工、合成繊維原料製造工、高圧ガス作業 主任者、紡糸工、化学繊維製造工

×含まれない職種の例

塗料調整工(紡織)(505)、薬品検査工(570)、プラスチック製品製造工(508)

仕事の概要

化学薬品・化学繊維・油脂・医薬品などの化学製品の製造・処理の仕事に従事するものをいう。製塩の仕事に従事するものも含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

動植物油脂を製造する仕事に従事するもの(503)

502 窯業・土石製品製造従事者

○含まれる職種の例

ガラス原料工、窯業原料粉砕工、ガラス溶融炉工、ガラス成形工、耐火れんが成形工、陶器製造工、コンクリートブロック製造工、コンクリート管製造工、セメント版製造工、石工、石積工、ほうろう鉄器工(鉄板加工を除く)、ガラス熱加工工、石細工師

×含まれない職種の例

ガラス繊維織物工(505)、水晶加工工(509)、光学レンズ研磨工(515)、土管検査工(570)、ガラス製品検査工(570)、画工(窯業を除く)(592)、ヒューム管接続工(680)、コンクリート練り工(680)、石切工(採石場)(690)、セメント袋詰工(720)

仕事の概要

ガラス製品・れんが・かわら・陶磁器・セメントなどの製造における原料の処理・成形・焼成・加工・仕上げなどの仕事、石製品の原料の処理・成形・仕上げの仕事に従事するものをいう。自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

503 食料品・飲料・たばこ製造従事者

○含まれる職種の例

パン製造工、ケーキ製造工、パティシエ(洋生菓子製造)、食料品製造工、飲料製造工、酒製品製造工、 調味食品製造工、たばこ製造工、小麦製粉工、水産物加工工、食料品等製造生産設備操作・監視作業者

×含まれない職種の例

脱穀・調整人(460)、製氷工(氷室作業者)(509)、 と畜作業員(509)、原料運搬員(703)、袋詰工(荷造) (707)、袋詰工(包装)(720)

仕事の概要

精穀、製粉及び砂糖、味そ・しょう(醤)油、動植物油脂などの調味食品を製造する仕事、めん類・パン・菓子・豆腐・こんにゃく・ふ(麸)・乳・乳製品・肉製品の製造、缶詰・瓶詰などの保存食料品の製造、水産物の処理加工の仕事、清涼飲料・し好飲料・たばこの製造作業などに従事するものをいう。自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

製塩・アミノ酸液製造の仕事に従事するもの(501)、 農耕・漁労作業に従事しながらその延長として簡単な 加工作業に従事するもの(460)(480)

505 紡織·衣服·繊維製品製造従事者

○含まれる職種の例

紡績工、精紡工、合糸工、ねん(撚)糸工、織機準備工、製布工、織工、麻織工、絹織工、ガラス繊維織物工、精練・漂白工(紡織)、塗料調整工(紡織)、ミシン工、製網工、製綿工、繊維製品生産設備操作・監視作業者

×含まれない職種の例

紡糸工(化学繊維)(501)、セメント袋ミシン工(506)、 毛皮漂白工(509)、革染工(509)、靴製造工(509)、革 手袋縫製工(509)、袋物製造工(509)、紡績機械保全 工(551)、繊維製品検査工(570)、パタンナー(592)

仕事の概要

糸の製造、織布などの製造・漂白・精錬・染色の仕事、布地などを裁断・加工・縫製などして衣服・帽子・その他類似の製品を製造する仕事に従事するものをいう。

なめし皮・毛皮製の被服を裁断・縫製する仕事に従事するものも含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

化学繊維の製造・紡織作業に従事するもの(501)、 袋物の製作作業に従事するもの(509)

506 木・紙製品製造従事者

○含まれる職種の例

のこ(鋸)機械工、丸のこ運転工(製材)、単板製作 工、合板接着工、機械木工、木工旋盤工、木型大工、 鋳物木型工、家具大工、建具工、パルプエ(製紙)、 漂白工(製紙)、製紙工、油紙製造工、木材見積人、 製材工、木・紙製品製造生産設備操作・監視作業者

×含まれない職種の例

彫刻家(220)、造材作業者(470)、金属製家具製造工(499)、セロファン製造工(501)、感光紙製造工(501)、感圧紙製造工(501)、研磨紙製造工(502)、仕上検査工(紙・紙製品製造)(570)、家具塗装工(漆を除く)(591)、現図工(592)、型枠大工(650)

仕事の概要

板・角材などを製材する仕事、木材チップ・合板を 製造する仕事、木・竹・草・つる及びこれらの類似品 を材料として加工し各種の製品を製造する仕事、木 材・木材チップ・古紙などからパルプを製造する仕事、 パルプ・その他の繊維から紙・板紙を製造する仕事、 紙・板紙加工製品を製造する仕事に従事するものをい う。自動化された生産設備を操作して、制御・監視の 仕事に従事するものも含まれる。

除外

木製がん具の製作、いすなどの内張り、掛物・ふすまなどの表装の仕事に従事するもの(509)

507 印刷・製本従事者

○含まれる職種の例

版下デザイナー、製版工、刷版作業員、凸版印刷工、活版印刷工、平版印刷工、オフセット印刷工、プラスチック印刷工、紙袋印刷工、製本工、紙折工(製本)、印刷写真工、校正工、レタッチャー、印刷機オペレーター、製本オペレーター

×含まれない職種の例

活字母型彫刻工(497)、布なつ染工(505)、断裁工(製本)(506)、木版製作工(506)、写真焼付工(592)

仕事の概要

製版・印刷、活字の鋳造及び製本の仕事に従事するものをいう。写真印刷・謄写印刷の仕事に従事するものも含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

木版の製作作業に従事するもの(506)

508 ゴム・プラスチック製品製造従事者

○含まれる職種の例

ゴム処理工(洗浄・前加熱・切断など)、配合工(ゴム)、合成樹脂製品成形工、圧縮成形工(プラスチック)、射出成形工(プラスチック)、熱成形工(プラスチック)、めっき工(プラスチック製品)、ゴム・プラスチック製品生産設備操作・監視作業者

×含まれない職種の例

バフ磨工(金属)(497)、合成ゴム製造工(501)、リノリウム製造工(505)、がん具(ゴム製)組立工(509)、靴(プラスチック)縫製工(509)、ケミカルシューズ製造工(509)、塩化ビニル樹脂かばん製造工(509)、自動車タイヤ整備士(553)

仕事の概要

ゴム原料の処理・ゴム製品の成形・ゴムの加硫など ゴム製品(合成ゴムを含む)の製造、プラスチック製 品の成形・加工などプラスチック製品の製造の仕事に 従事するものをいう。自動化された生産設備を操作し て、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

509 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)

○含まれる職種の例

毛皮工、製革工、靴 (プラスチック) 縫製工、革裁 断工、革手袋縫製工、かばん製造工、袋物製造工、 漆器工、貴金属細工工、貴金属彫刻師、宝石細工工、 印判師、と畜作業員、製氷工 (氷室作業者)

仕事の概要

毛皮・なめし革の製造、各種の革製品(衣服を除く)の製造の仕事、かばん・袋物・がん(玩)具・洋傘・ちょうちん・うちわ・ほうき・ブラシ・漆器・印判等の製造又は貴金属・宝石・甲・角等の細工等の仕事、内張、表具など、金属製品以外で(501)~(508)に含まれない製造の仕事に従事するものをいう。自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

511 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者

○含まれる職種の例

機械組立工、内燃機関組立工、エンジン組立工、工 作機械組立工、削岩機組立工、タービン組立工、機 械調整工、圧延機組立工、一般機械器具組立設備操 作・監視作業者

×含まれない職種の例

拡声器組立工(512)、自転車車輪組立工(514)、映写機組立工(514)、機械保全工(551)

仕事の概要

原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績 機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各 種の機械器具(電気機械器具、輸送機械及び計量計測 機器・光学機械器具を除く)の組立て・調整の仕事に 従事するものをいう。自動化された生産設備を操作し て、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

512 電気機械器具組立従事者

○含まれる職種の例

発電機組立工、電動機組立工、配電盤組立工、半導体製品製造工、電子回路基板製造工(プリント配線板製造工、モジュール基板製造工)、電子計算機組立工、電気機械製品製造・組立工、電気器具内部配線工、電気機械器具組立設備操作・監視作業者

×含まれない職種の例

伸線工(499)、はんだ付工(499)、電気時計組立工 (514)、電気機械器具検査工(580)、ケーブル検査工 (580)、エナメル被覆工(591)

仕事の概要

回転電気機械・配電盤・変圧器・送電装置・整流装置・電気通信機械器具・電球・電子管・電池・電線・電らん(纜)・その他の電気機械器具の製造・組立及び調整の仕事に従事するものをいう。自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

513 自動車組立従事者

○含まれる職種の例

自動車部品組立工、車体(乗用車・バス)組立工、 自動車配線工、ブレーキ調整工、自動車エンジン取 付工、自動車電装品取付工、自動車計器取付工、自 動車ぎ装工、オートバイ部品組立工、自動車組立設 備操作・監視作業者

×含まれない職種の例

車台鉄骨曲げ工(495)、板金加工職(496)、ガス溶接 工(498)、自動車車台材料切断工(499)、タイヤエ (508)、自動車内張工(509)、自動車検査工(580)

仕事の概要

自動車部品の手道具による組立て、自動車車体の成形(板金作業を除く)・組立て(溶接専門を除く)、自動車車台の組立(車台の材料加工を除く)作業、自動車にエンジン・電装品・計器類を据付・ぎ(艤)装す

る仕事に従事するものをいう。自動化された生産設備 を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含ま れる。

514 輸送用機械組立従事者(自動車を除く)

○含まれる職種の例

航空機組立工、タンク組立工(航空機)、翼組立工、機体組立工(航空機)、航空機ぎ装工、発動機ぎ装工、電車組立工、車体組立工(鉄道車両)、自転車組立工、船舶・機関ぎ装工(船舶)、船台大工、輸送機械組立オペレーター

×含まれない職種の例

製缶工(495)、造船組立工(鋼船)(495)、索具工(499)、船大工(506)、タイヤ修理工(508)、内張修理工(509)、エンジン組立工(511)、航空計器組立工(515)、船体塗装工(591)、鉄道車両配管工(666)、航空機配線工(670)、鉄道車両配線工(670)、船舶配線工(670)

仕事の概要

航空機・鉄道車両・船舶・軽車両などの輸送機械又はその部分品の加工・組立ての仕事に従事するものをいう。

また、材料に触れて直接処理や加工等を行うことは せず、産業用ロボットなどの自動化された生産設備の 稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど 自動化された生産設備を操作して、自転車・航空機・ 鉄道車両・船舶・軽車両などの輸送機械の組み立てを 行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをい う。

515 計量計測機器·光学機械器具組立従事者

○含まれる職種の例

計器工、電力計製造工、計器調整工、ノギス組立工、マイクロメーター組立工、光学計器工、計量計測機器組立設備操作・監視作業者、光学機械器具組立設備操作・監視作業者、計量計測機器組立オペレーター、光学機械器具組立オペレーター

×含まれない職種の例

計量士(242)、金属目盛彫刻工(497)、ぜんまい製造 工(499)、木製ます製造工(506)、眼鏡つる製造工 (509)、レーダー組立工(512)、時計検査工(580)

仕事の概要

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、 産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働 状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動 化された生産設備を操作して、計量計測機器・時計・ 光学機械器具の組み立てを行う生産設備の制御・監視 の仕事に従事するものをいう。

551 はん用・生産用・業務用機械器具・電気機械器具整備・ 修理従事者

○含まれる職種の例

機械修理工、内燃機関修理工、クレーン修理工、工 作機械修理工、製粉機修理工、定置機関修理・保全 工、建設機械修理・保全工、ポンプ修理工、圧搾機 械修理工、印刷機修理工、機械分解工、機械保全工、 紡績機械保全工、電気機械修理工、発電機修理工

×含まれない職種の例

機械組立工(511)、はんだ付工(499)、ペースト工(501)

仕事の概要

原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具(輸送機械、計量計測機器・光学機械器具を除く)の部分修理・総修理・整備の仕事に従事するもの、又は回転電気機械・配電盤・変圧器・送電装置・整流装置・電気通信機械器具・電球・電子管・電池・電線・電らん(纜)・その他の電気機械器具の修理の仕事に従事するものをいう。

除外

金属部分の切削加工に専ら従事するもの(493)

553 自動車整備・修理従事者

○含まれる職種の例

自動車整備工、自動車エンジン整備工、自動車タイヤ整備士、自動車修理工、自動車エンジン修理工、オートバイ修理工

×含まれない職種の例

板金加工職(496)、タイヤ修理工(508)、自動車塗装 工(592)、自動車ガラスはめ込工(669)

仕事の概要

自動車のエンジン・車体・シャシー・車体部品など の整備・修理の仕事に従事するものをいう。

除外

内張関係の修理の仕事に従事するもの(509)、塗装の塗り替えの仕事に従事するもの(591)、ガラスの入

替えの仕事に従事するもの(669)

554 航空機整備・修理従事者

○含まれる職種の例

発動機修理工(航空機)、航空整備士、航空機修理 工、航空工場整備士

×含まれない職種の例

タイヤ修理工(508)、内張修理工(509)、鉄道車両配 管工(666)、航空機配線工(670)、鉄道車両配線工 (670)、電車修理工(559)、自転車修理工(559)、時計 修理工(559)、カメラ組立修理工(559)

仕事の概要

航空機を構成する機体・エンジン・装備品の点検、 保守の仕事をいう。航空機の計量計測機器・時計・光 学機械器具の修理の仕事に従事するものも含まれる。

559 その他の機械整備・修理従事者

○含まれる職種の例

電車修理工、自転車修理工、時計修理工、カメラ組 立修理工

×含まれない職種の例

タイヤ修理工(508)、鉄道車両配管工(666)、航空機 配線工(670)、鉄道車両配線工(670)、金属目盛彫刻 工(497)、計器目盛工(514)、ガラス目盛工(514)、時 計検査工(580)、発動機修理工(航空機)(554)、航 空整備士(554)、航空機修理工(554)

仕事の概要

鉄道車両・船舶・軽車両などの自動車以外の輸送機械又はその部分品の修理の仕事、計量計測機器・時計・ 光学機械器具の修理の仕事に従事するものをいう。

除外

航空機又はその部分品の点検、保守、修理を行うもの(554)

560 製品検査従事者(金属製品)

○含まれる職種の例

鋳物製品検査工、金属製品検査工、溶接検査工、プレス検査工、金属切削製品検査工

×含まれない職種の例

金庫検査工(580)、ケーブル検査工(580)

仕事の概要

金属材料の製造などの生産活動、又は金属材料の加

工処理、金属の溶接・溶断における、中間生産物及び 最終生産物の検査の仕事に従事するものをいう。

570 製品検査従事者(金属製品を除く)

○含まれる職種の例

化学製品検査工、薬品検査工、ガラス製品検査工、 土管検査工、検瓶工(ガラス瓶製造、瓶詰食品製造、 飲料製造)、たばこ巻取検査工、繊維製品検査工、 仕上検査工(紙・紙製品製造、皮革製品)、木材検査 工、印刷検査工、漆器製品検査工

×含まれない職種の例

仕事の概要

化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料・たばこ、紡織、衣服、繊維製品、木製製品、紙製品、印刷・製本、ゴム製品・プラスチック製品などの生産活動における、中間生産物及び最終生産物の検査の仕事に従事するものをいう。

580 機械検査従事者

○含まれる職種の例

機械検査工、工作機械検査工、建設機械検査工、ケーブル検査工、電気製品検査工、電気部品検査工、電気部品検査工、電気機械器具検査工、自動車検査工、航空工場検査員、鉄道検車手、車両検査係、輸送機械検査工

×含まれない職種の例

仕事の概要

原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具の検査の仕事に従事するもの、電気機械器具の試験・検査の仕事に従事するもの、輸送機械(自動車を含む)、又は計量計測機器・光学機械器具の検査の仕事に従事するものをいう。

591 図工, 塗装・看板制作従事者

○含まれる職種の例

塗装工、船体塗装工、家具塗装工(漆を除く)、自動車塗装工、塗装設備制御・監視員(自動車など)、金属塗装工、ペンキ職、アニメーター、図案工、エナメル被覆工、看板製作工

×含まれない職種の例

陶磁器絵付工(502)、まき絵師(509)、漆塗工(509)、

装飾画家(220)、け(罫)がき工(499)、CGプログラマー(100)

仕事の概要

紙・板・カンバス・銅板などへの絵描き・文字書きなどの仕事及び塗装、看板書きの仕事に従事するものをいう。

592 製図その他生産関連・生産類似作業従事者

○含まれる職種の例

写真現像工、写真焼付工、写真修整工、製図工、トレース工、パタンナー、現図工、CADオペレーター、織物意匠図工、映写技師

×含まれない職種の例

金属け(罫)がき工(499)、心取工(レンズ)(514)、 印刷写真工(507)

仕事の概要

写真現像・焼付・引伸しなどの仕事に従事するもの、 建設工事・機械製作・造船などの目的のために、設計 図・その他の図面作成及び原図写しの仕事に従事する もの、並びに船こく(殻)・板金構造物・鉄塔・橋り ょう(梁)などの鉄鋼構造物を製作するため、設計図 から現図展開・型板取りなど他に分類されない生産関 連作業の仕事に従事するもの、生産に類似する技能的 な仕事に従事するものをいう。

I 輸送·機械運転従事者

600 鉄道運転従事者

○含まれる職種の例

電車運転士、電車運転士見習、路面電車運転士、トロリーバス運転士、ケーブルカー運転士、モノレール運転士、電気機関士、電気機関士見習

×含まれない職種の例

運転指令 (新交通システムを含む) (300)、ロープウェイ乗務員(630)、リフト運転員(640)

仕事の概要

鉄道・軌道の電気機関車・ディーゼル機関車・蒸気 機関車・電車などを運転・操作する仕事に従事するも のをいう。

611 バス運転者

○含まれる職種の例

営業用バス運転者、自家用バス運転者、送迎バス運

転者、貸切バス運転者、マイクロバス運転者

×含まれない職種の例

レールバス運転士(600)、トロリーバス運転士(600)

仕事の概要

バスを運転する仕事に従事するものをいう。

612 乗用自動車運転者

○含まれる職種の例

介護タクシー運転者、タクシー運転者、タクシー乗 務員、乗合タクシー運転者、ハイヤー運転者、自家 用乗用自動車運転者、送迎運転者、役員車運転者、 代行運転者(運転代行業)

×含まれない職種の例

自家用バス運転者(611)

仕事の概要

営業用乗用自動車を運転する仕事に従事するものをいう。また、自家用の乗用自動車を運転して役員・従業員若しくは来客を送迎する仕事、又は他人の求めに応じて、自家用乗用自動車の運転を代行する仕事に従事するものをいう。

613 貨物自動車運転者

○含まれる職種の例

【営業用大型貨物自動車運転者】

営業用大型ミキサー車運転者営業用大型トラック 運転者、営業用大型トレーラートラック運転者、営 業用大型タンクローリー運転者

【営業用貨物自動車運転者(大型車を除く)】

営業用軽貨物自動車運転者、営業用普通トラック運転者、営業用軽トレーラートラック運転者、郵便運送自動車運転者

【自家用貨物自動車運転者】

自家用軽貨物自動車運転者、自家用トラック運転者、 自家用トレーラートラック運転者、自家用ミキサー 車運転者、自家用タンクローリー運転者

×含まれない職種の例

貨物自動車助手(739)、駅構内トラクター運転者 (630)、フォークリフト運転者(630)、宅配配達人 (706)、郵便集配員(701)、貨物自動車助手(739)

仕事の概要

営業用乗用自動車を運転する仕事に従事するもの、 自家用の乗用自動車を運転して役員・従業員若しくは 来客を送迎する仕事、又は他人の求めに応じて、自家 用乗用自動車の運転を代行する仕事に従事するもの をいう。

619 その他の自動車運転従事者

○含まれる職種の例

宣伝用自動車運転者、散水自動車運転者、清掃車運 転者、レッカー車運転者

×含まれない職種の例

_

仕事の概要

バス・乗用自動車・貨物自動車以外の自動車を運転 する仕事に従事するものをいう。

620 船舶·航空機運転従事者

○含まれる職種の例

【船長(漁労船を除く】

運搬船船長、旅客船船長、測量船船長、防疫船船長、 練習船船長、連絡船船長、診療船船長、引船船長、 郵便船船長、遊覧船船長、小型船舶操縦者

【航海士・運航士 (漁労船を除く)、水先人】

船舶航海士、母船航海士、運搬船航海士、旅客船航海士、貨物船航海士、運航士、水先人

【船舶機関長・機関士(漁労船を除く)】

船舶機関長、母船機関長、運搬船機関長、旅客船機 関士、貨物船機関士、船舶機関士、連絡船機関士、 漁獲物運搬船機関士、漁業調査船機関長、漁業練習 船機関士、遊覧船機関長

【航空機操縦士】

航空機操縦士、ヘリコプター操縦士、飛行機操縦士、 航空機関士

×含まれない職種の例

漁船船長(480)、漁船航海士(480)、漁船機関士(480)、 機関員(630)、航空整備士(554)

仕事の概要

漁労船を除く各種船舶に船長として乗り組み、船内 所属員を指揮監督し、各部との連絡調整、船舶の安全 維持、能率的な運航等、その船舶に属する一切の仕事 を統括するものをいう。

また、漁労船を除く各種船舶に航海士として乗り組み、甲板部員を指揮監督して航海業務を掌握し、航海 当直に立って操船上の責任を負うとともに船体、航海 用機械器具の保存手入れ、荷役の主管、船内規律の保 持、甲板部員の人事管理などの仕事に従事するもの、 近代化船に運航士として乗り組み、航海士又は機関士 の行う船舶の運航に関する職務のうち、甲板部及び機 関部の職員の航海当直を中心とした職務を併せ行う 仕事に従事するもの、並びに船舶のふくそう(輻輳) する港湾、水道及びその他船舶の航行の危険の予想さ れる特定の水域(水先区)に出入する船舶に水先人と して乗り組み、船舶を安全にきょう(嚮)導する仕事 に従事するものをいう。

このほか、漁労船を除く各種船舶に機関長又は機関 士として乗り組み、機関の運転・保存整備、燃料・かん(缶)水の受領、潤滑油・船用品の受払・保管、属 具の整備、その他機関部に属する仕事に従事するもの をいう。

加えて、航空機に乗り組み、機長又は副操縦士として航空機の操縦、その位置・針路の測定、航法上の資料の算出の仕事に従事するものをいう。なお、航空機に機関士として乗り組み、発動機・機体の整備・点検・取扱の仕事に従事するものも含む。

630 その他の輸送従事者

○含まれる職種の例

【車掌】

車掌、列車車掌、車掌見習、登山電車車掌、軌道車 車掌、市電車掌、地下鉄車掌、ケーブルカー車掌、 乗合バス車掌、貸切バス車掌、観光バス車掌

【鉄道輸送関連業務従事者】

駅構内係、信号係 (鉄道)、転てつ手

【甲板員,船舶技士】

甲板長、甲板庫手、甲板員、操だ(舵)手、船舶技士、ロープ操手、自動車誘導員(カーフェリー)

【船舶機関員】

操機長、操機手、機関手(船舶)、機関員(船舶) 【他に分類されない輸送従事者】

駅構内トラクター運転者、遊漁船船頭、フォークリフト運転者、船舶係留作業員、航空機誘導員

×含まれない職種の例

旅行・観光ガイド(420)、漁船司厨員(391)、船舶旅客係(402)、漁労長(480)、船員(漁労作業従事者)(480)、船舶機関士(620)、水門操作員(592)、リフト運転員(640)、ロープウェイ機関操作員(640)、線路工事作業者(680)

仕事の概要

(600)~(620)に含まれない運輸の仕事に従事する ものをいう。例えば、列車・電車・バスなどに乗務し、 発車の合図、乗客・貨物の輸送、車内の秩序保持、切 符の販売などの仕事に従事するものをいう。空港において航空機を誘導する仕事に従事するものも含まれる。

また、鉄道の駅構内において、列車の進路設定や車両(電車、機関車、貨車など)の入換をするために、信号や転てつ機を制御する操作、車両の解結の際の機関車の誘導、車両の制動管の取扱い、車両の留置計画の作成や貨車の行先表示の取扱いなどの仕事に従事するものをいう。

若しくは、船舶に乗り組み、船舶のけい(繋)離・見張、貨物の積卸・看視、船体の手入掃除、操だ(舵)、信号、船匠の仕事に従事するもの及び近代化船に乗り組み、部員として甲板部、機関部両部の航海当直の仕事に従事するものをいう。船舶に乗り組み、舶用機関各部の点検・調整・注油、給水ポンプの取扱いなどの舶用機関の仕事に従事するものも含まれる。

640 定置·建設機械運転従事者

○含まれる職種の例

【発電員、変電員】

発電員、発電タービン工、発電保守員、変電員、変 電保守員、送電員、発電機運転工、配電盤工(発電・ 変電)、給電員

【クレーン・ウインチ運転従事者】

クレーン運転工、巻上機 (ウインチ) 運転工、コンベア運転工、デリック操作工

【建設・さく井機械運転従事者】

掘削機械運転工、ブルドーザー運転工、コンクリートミキサー運転工、スクレーパー運転工、コンクリート舗装機械運転工、トラクター運転工(建設用)、くい打機運転工、ボーリング工(油井・ガス井)

【その他の定置・建設機械運転従事者】

ボイラー・オペレーター (浴場を除く)、ポンプ運 転工、ブロワー運転工、コンプレッサー運転工、ベ ンチレーター運転工、採油工、玉掛技能工、ごみ処 理プラント操作員、ビル設備管理人、施設管理職員

×含まれない職種の例

電気メーター検針員(252)、電気工事作業者(670)、 建設機械修理・保全工(551)、ミキサー車運転者 (613)、定置機関修理・保全工(551)

仕事の概要

発電所・変電所・電気動力室において、発電・配電 装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するもの をいう。また、クレーン・デリック・揚貨装置・ウインチなどの運転・点検・調整の仕事に従事するものをいう。

掘削機械、道路工事用機械、整地用機械、コンクリート工事用機械などの建設用機械の運転・点検・調整の仕事、又は地上・海中において、機械を操作・運転して、地殻から石油・天然ガス・温泉(熱水・蒸気)・水を採取するための井戸掘削及び地質構造を調査するためのボーリングの仕事に従事するものも含む。

このほか、陸用蒸気機関の取扱い業務・保守・管理などの仕事、ポンプ・ブロワー・コンプレッサーの点検・調整・運転の仕事、地上・海中において、機械を操作・運転して、自噴又は促進されて自噴するものの採油、ポンプによる採油などの仕事、及びこれらを大タンクに送り込む仕事、冷凍装置、空気調節装置、エレベーターなど、定置機関・機械及び建設機械の点検・調整・運転並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。

除外

建設機械の修理・保全の仕事に従事するもの(551)、 採掘現場において手持機械・工具を用いて掘削等の仕 事に従事するもの(690)

J 建設·採掘従事者

650 建設躯体工事従事者

○含まれる職種の例

型枠大工、型枠工、木製型枠工、型枠解体工、とび職、杭打工、建築とび工、鉄骨とび工、足場組み職、取り壊し作業者、鉄筋工、鉄筋切断工、鉄筋組立工、鉄筋成形工

×含まれない職種の例

鉄工(495)、土木作業員(680)、コンクリート鉄筋工 (コンクリート製品製造)(499)

仕事の概要

ビル、家屋などの建設工事に関連して、型枠の組立 作業、とび(鳶)・鉄筋組立などの躯体関係の仕事に 従事するものをいう。

661 大工

○含まれる職種の例

大工、宮大工、大道具係(演劇)

×含まれない職種の例

木型大工(506)、家具大工(506)、船大工(506)、小道 具係(演劇)(509)、型枠工(650)、建築とび工(650)

仕事の概要

家屋などの築造・屋内造作などの木工事の仕事に従 事するものをいう。

除外

足場作り・棟上げ・柱の組立の仕事に専ら従事する もの(650)

666 配管従事者

○含まれる職種の例

配管工 (プランバー)、鉄道車両配管工、水道工事 工、鉛管工、給排水衛生配管工、空調配管工

×含まれない職種の例

地下ケーブル配線工(670)、コンクリート管配管工(680)、土管敷設工(680)、ヒューム管接続工(680)

仕事の概要

ガス管・水道管・蒸気管・通風管・輸送管の取付け・ 寸法取り・管曲げ・継ぎ手付けの仕事に従事するもの をいう。ビニル管の配管作業に従事するものも含まれ る。

除外

土管・コンクリート管の敷設、電線管の取付け・曲 げの仕事に従事するもの(680)

669 その他の建設従事者

○含まれる職種の例

ブロック積工、タイル張工、炉修工、屋根ふき工、 左官、壁塗り工、木舞かき工、モルタル塗り工、漆 くい(喰)塗り工、測量作業者、壁装工、サッシエ

×含まれない職種の例

測量士(090)、塗装工(591)、鉄骨工(495)、板金工(496)、溶接工(498)、石切工(502)、コンクリートブロック製造工(502)、ボーリング工(油井・ガス井)(640)、コンクリート打工(680)

仕事の概要

コンクリートブロック等を用いて各種構築物の築造又は改修のための積上げ・目地詰めの仕事、タイル・テラコッタ等を柱・壁・床・浴槽などにセメントモルタル・接着剤等を用いて張り付け又は目地詰めする仕事、屋根ふき又はふきかえの仕事、土・モルタル・プラスタ・漆くい(喰)の壁材料を用いて、壁塗りなどの仕事に従事するもの、畳の仕立て・はめ込み・畳表の裏返しの仕事、その他、井戸手掘り、沈没船解体・

海難救助などのための潜水、ガラスのはめ込みなど、 $(650)\sim(666)$ 、 $(670)\sim(690)$ に含まれない建設の仕事に従事するものをいう。

除外

金属材による屋根ふきの仕事に従事するもの(496)

670 電気工事従事者

○含まれる職種の例

送電線電工、外線電工、地下ケーブル配線工(送電線、配電線、通信線)、通信線配線工、電信機据付工、電気工事作業者、電気工事士、航空機配線工、鉄道車両配線工、電気保安工、電気通信設備士

×含まれない職種の例

電気工事技術者(072)、電気器具内部配線工(512)、 電気機械修理工(551)、発電員(640)、変電員(640)、 配電盤工(発電・変電)(640)

仕事の概要

送電線・配電線・通信線の架設・保守、電信機・電話機の据付け・保守、電灯・電気照明設備などの配線・保守、電気照明装置・電気機械器具の据付け・保守などの仕事に従事するものをいう。

除外

発電・変電・送電・配電装置の操作・監視・点検・ 保守の仕事に従事するもの(640)

680 土木作業従事者

○含まれる職種の例

【土木従事者】

土木作業員、コンクリート打工、土管敷設工、コンクリート管配管工、コンクリート練り工、アスファルト舗装作業員、コンクリート舗装作業員

【鉄道線路工事従事者】

線路工事作業者、軌条工、森林軌道保線員、軌道掛、 線路保安員

【ダム・トンネル掘削従事者】

ダム掘削工、ダム掘進工、ずい (隧) 道工、トンネル掘削工

×含まれない職種の例

仕事の概要

建設現場又は土木工事現場で、土砂の掘削・根切り・埋戻し・締め固め、コンクリートの練りや充て

ん、U字溝・コンクリート管などの埋設、道路の修築・アスファルト舗装・コンクリート舗装などの仕事に従事するもの、及び鉄道・軌道のレールの敷設・保線の仕事に従事するものをいう。若しくは、ダム・トンネルを作るため、さく(鑿)岩機械・器具を用いて、さく岩掘進の仕事に従事するものをいう。

690 採掘従事者

○含まれる職種の例

【採鉱員】

坑内採鉱員、石灰石採鉱員、滑石採鉱員、耐火粘土 採鉱員、砂鉱採鉱員(砂金・砂鉄など)、採炭員

【石切出従事者】

石切工(採石場)、採石工、採石大割工、石割工、大 理石切出工、と石切出工

【砂利·砂·粘土採取従事者】

砂利採取員、庭石採取員、玉石採取員、かわら土採 取員、壁土採取員、バラスト採取員、磨き砂採取員、 粘土採取員、絹雲母採取員

【その他の採掘従事者】

支柱員、坑内運搬員、手選工、選鉱員、選炭員、バラスト製造工、シアン化選鉱員、キャップランプ員、坑内軌道員、坑内雑役員、坑内通気員、坑内保線員、坑内ボーリング員、坑内調査測量員

×含まれない職種の例

掘削機械運転工(640)、石工(502)、砕石工 (山元を 除く)(502)、電気保安工(670)、坑外運搬員(703)

仕事の概要

採鉱・採石に関連する仕事に従事するものをいう。例えば、採鉱場において、鉱業法第3条に掲げる鉱物 (原油・アスファルト・可燃性天然ガスを除く)を採取するため、手持機械・工具を用いて坑道を掘進し、切羽を開き、採掘する仕事に従事するものをいう。また、採石場において、表土取り、削岩、石切り、大割りなどして、各種石材の切出しの仕事に従事するものをいう。このほか、砂利・砂・粘土などの採取場において、手持機械・工具を用いて砂利・砂・粘土鉱物(耐火粘土を除く)を採取する仕事に従事するものをいう。

除外

採掘現場において、専ら掘削機械、さく井機械、採油・天然ガス採取機械の操作・運転の仕事に従事する もの(640)

K 運搬・清掃・包装等従事者

701 郵便・電報外務員

○含まれる職種の例

郵便外務員、郵便集配員、郵便取集車乗務員

×含まれない職種の例

郵便運送自動車運転者(613)

仕事の概要

郵便物の集配及び電報の配達の仕事に従事するものをいう。

702 船内·沿岸荷役従事者

○含まれる職種の例

現場監督、デッキ作業員、保管職員(上屋)、船内荷 役作業者、沿岸荷役作業者、港湾荷役作業者

×含まれない職種の例

フォークリフト運転者(630)、巻上機 (ウインチ) 運転工(640)、倉庫現場員(705)、倉庫作業員(705)

仕事の概要

港湾において、船積貨物の船舶・はしけへの積込み 又は船舶・はしけからの取卸し、上屋などの荷さばき 場への搬入又は上屋などの荷さばき場からの搬出、及 び荷さばきの仕事に従事するものをいう。

703 陸上荷役・運搬従事者(空港での業務)

○含まれる職種の例

空港における貨物自動車荷扱員、空港における手荷 物の積卸作業員

×含まれない職種の例

航空機客室乗務員(404)、航空機の客室内清掃係(402)、空港以外における荷役作業員(704)

仕事の概要

空港において、貨物・荷物の積卸し・運搬の仕事に 従事するものをいう。

除外

船内荷役作業者・沿岸荷役作業者(702)、空港以外の場所で荷役・運搬業務を行うもの(704)

704 陸上荷役・運搬従事者(空港での業務を除く)

○含まれる職種の例

貨物自動車荷扱員、貨車積卸員、荷物運搬員、資材 運搬員、原料運搬員、木材運搬員(山元を除く)、牛 乳運搬員、坑外運搬員、再生資源回収人(回収のみ 行うもの)

×含まれない職種の例

再生資源回収人 (卸売まで行うもの) (329)、リサイクル品回収人 (卸売まで行うもの) (329)、手回品運搬人(420)、集材作業者(470)、フォークリフト運転者(630)

仕事の概要

運送店・駅・工場・事業場などで、貨物・荷物・資 材の積卸し・運搬の仕事に従事するものをいう。

除外

船内荷役作業者・沿岸荷役作業者(702)、空港における荷役・運搬業務を行うもの(703)

705 倉庫作業従事者

○含まれる職種の例

倉庫現場員、倉庫作業員、原料保管係員、工具保管 工、資材受渡工、出庫係員、倉庫品整理工

×含まれない職種の例

倉庫事務員(270)、倉庫見回員(451)、倉庫警備員(451)、フォークリフト運転者(630)、港湾荷役作業者(702)、荷造工(707)、商品選別工(739)

仕事の概要

倉庫において、貨物の搬入・搬出・積卸し・積直し などの仕事に従事するものをいう。

706 配達員

○含まれる職種の例

ルートセールス員、買物配達人、宅配配達人、オートバイ宅配人、自動販売機商品補充員

×含まれない職種の例

トラック運転者(613)、郵便配達員(701)

仕事の概要

荷物・商品などを所定の場所へ配達する仕事に従事 するものをいう。

707 荷造従事者

○含まれる職種の例

荷造工、紙荷造工、こん包工、袋詰工(荷造)、パレットこん包工、箱詰工(荷造)

×含まれない職種の例

包装 (ラッピング) 工(720)

仕事の概要

輸送の目的のため、品物の箱詰め、袋詰め・スチールバンド掛け・くぎ(釘)打ちなどのこん(梱)包に従事するものをいう。

711 ビル・建物清掃員

○含まれる職種の例

ビル・建物清掃員、建物洗浄作業員、ガラス拭き作業員、煙突掃除作業員、床磨き作業員

×含まれない職種の例

ハウスクリーニング従事者(719)、機械掃除工(739)

仕事の概要

ビルや建物を対象として、ガラス・床・階段・手すり・洗面所などの清掃の仕事に従事するものをいう。

除外

他人の求めに応じて住宅の清掃の仕事に従事する もの(719)

715 産業廃棄物処理従事者

○含まれる職種の例

産業廃棄物焼却処理作業員、医療廃棄物収集作業員、 がれき類回収作業員、廃プラスチック破砕作業員

×含まれない職種の例

産業廃棄物運搬車運転者(613)、ごみ焼却設備操作 員(640)、ごみ処理プラント操作員(640)、ごみ最終 処分場重機オペレーター(640)

仕事の概要

事業活動に伴って生じた廃棄物の取集・運搬・処分 などの仕事に従事するものをいう。

719 その他の清掃従事者

○含まれる職種の例

【ハウスクリーニング職】

清掃員 (個人家庭)、ハウスクリーニング職、ハウスクリーニング従事者

【道路・公園清掃員】

道路清掃作業員、公園清掃作業員

【ごみ・し尿処理従事者】

し尿汲取作業員、ごみ収集作業員、ごみ焼却作業員 【ハウスクリーニング職、道路・公園清掃員、ごみ・し 尿処理従事者を除くその他の清掃従事者】

列車清掃員、船舶清掃作業員、船舶燻蒸員、航空機 內清掃人、自動車洗浄作業員、洗車作業員、木材燻 蒸員、消毒作業員、浄化槽清掃員、貯水槽清掃員

×含まれない職種の例

家政婦(夫)(350)、ビル・建物清掃員(711)、建物 洗浄作業員(711)、公園整備員(739)、ゴミ収集車運 転者(613)、し尿処理設備操作員(640)

仕事の概要

他人の求めに応じて、住宅内の水回り設備・家庭用器具などの清掃の仕事に従事するもの、道路・公園の清掃の仕事に従事するもの、し尿や、ごみ・粗大ごみ等の一般廃棄物の取集・運搬・処分などの仕事に従事するものをいう。このほか、列車・船舶・航空機・車の清掃、建物の消毒、害虫駆除など、(711,715)に含まれない清掃の仕事に従事するものをいう。

720 包装従事者

○含まれる職種の例

包装 (ラッピング) 工、袋詰工 (包装)、箱詰工 (包装)、シール貼り工、包装機械操作員

×含まれない職種の例

荷造工(707)、こん包工(707)、袋詰工(荷造)(707)、箱詰工(荷造)(707)

仕事の概要

品物を保護・保存し、携帯を便利にし、体裁をよく するため、各種の材料で包装する仕事に従事するもの をいう。

除外

輸送の目的のため、品物の箱詰め、袋詰め・スチールバンド掛け・くぎ(釘)打ちなどのこん(梱)包の仕事に従事するもの(707)

739 その他の運搬・清掃・包装等従事者

○含まれる職種の例

グラウンドキーパー、倉庫雑役人、用務員(学校)、 皿洗い人(調理見習でないもの)、選瓶工、公園芝 刈作業員、建設現場軽作業員、公園整備員、ごみ選 別作業員、再生資源選別作業員、危険物仕分作業員

×含まれない職種の例

ゴルフ場芝手入作業員(460)、検瓶工(製造)(570)、 公園清掃作業員(719)

仕事の概要

機械の掃除、資材の整理、官庁・学校・商店・工場・ 倉庫・建設現場・駅・公園・病院などの雑務、及び他 に分類されない労務的作業に従事するものをいう。